
上板町

子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

《キャラクター名：かきじい》



上板町の観光イメージキャラクターとして町内外から広く募集し2014年3月3日に誕生。

平成27年3月
上板町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の対象.....	3
5. 計画の策定体制.....	3
第2章 上板町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況	4
1. 人口・世帯等の状況.....	4
2. 結婚・就業の状況.....	7
3. 保育所・幼稚園・小学校・中学校の状況.....	8
4. 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況.....	11
5. アンケート調査の結果概要.....	15
6. 上板町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の評価.....	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 計画の基本理念.....	27
2. 計画の基本的な視点.....	28
3. 基本目標.....	29
4. 施策体系.....	31
第4章 基本施策と取り組み	32
基本目標1. 幼児期の学校教育・保育の充実.....	32
基本目標2. 地域における子育ての支援.....	33
基本目標3. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援.....	35
基本目標4. 支援が必要な子ども・家庭への取り組み.....	36
基本目標5. 子どもの教育環境の整備.....	38
基本目標6. 子育てを支援する安全・安心の環境づくり.....	41
第5章 事業計画	42
1. 量の見込みの算出について.....	42
2. 教育・保育提供区域の設定.....	45
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策.....	46
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策.....	51
第6章 計画の推進	61
1. 推進体制.....	61
2. 計画の広報・啓発.....	61
3. PDCAサイクルによる推進・管理体制.....	61
参考資料	62
1. 上板町子ども・子育て支援事業計画策定の経過.....	62
2. 子ども・子育て会議委員名簿.....	63
3. 子ども・子育て会議条例.....	64
4. 用語解説.....	65

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国において、急速な少子化の進行を踏まえ、子どもが健やかに育つ環境の整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

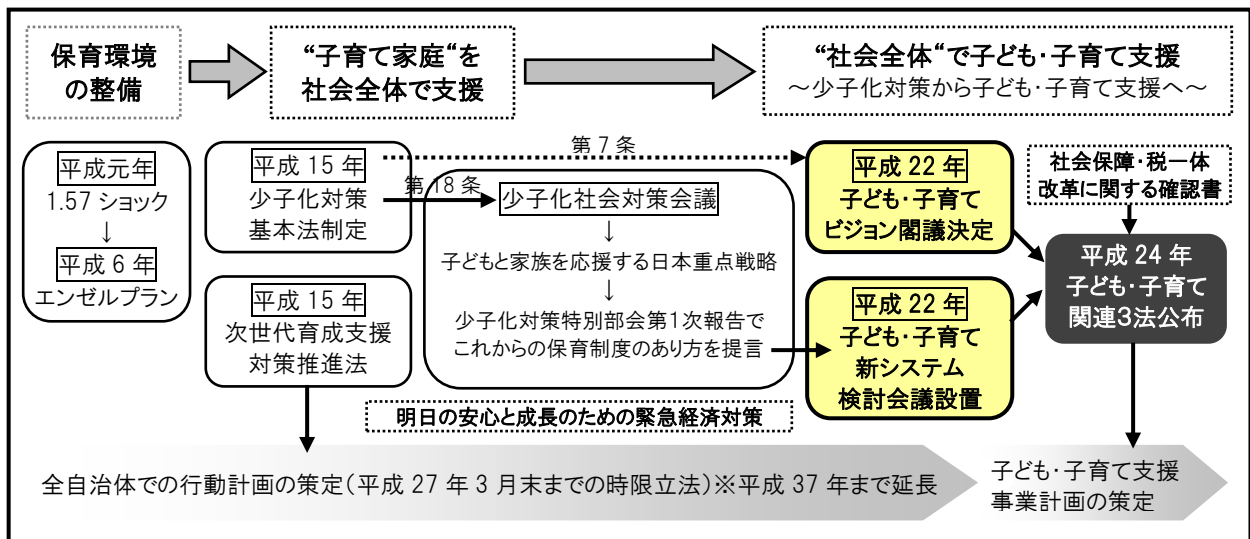
しかし、その間も出生数や合計特殊出生率の減少は止まることはなく、一層の少子・高齢化が進んでいます。それに加えて経済状況や女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、それに伴って低年齢時からの保育の必要性が高まっています。また、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣の住民から子育てに関する助言や指導が受けられず、不安や困難を抱える保護者が増加しています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国では新たな子ども・子育てに関する支援制度を構築していくための取り組みを進めてきました。平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、及び「子ども・子育て新システム」の検討会議の設置後は、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を進めてきており、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

上板町においても、平成17年度から「上板町次世代育成支援行動計画」を策定し、『ともにささえあい、安心して子どもを生み育てることができるまち』の基本理念のもと、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、施策の展開を図ってきました。しかし、本町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

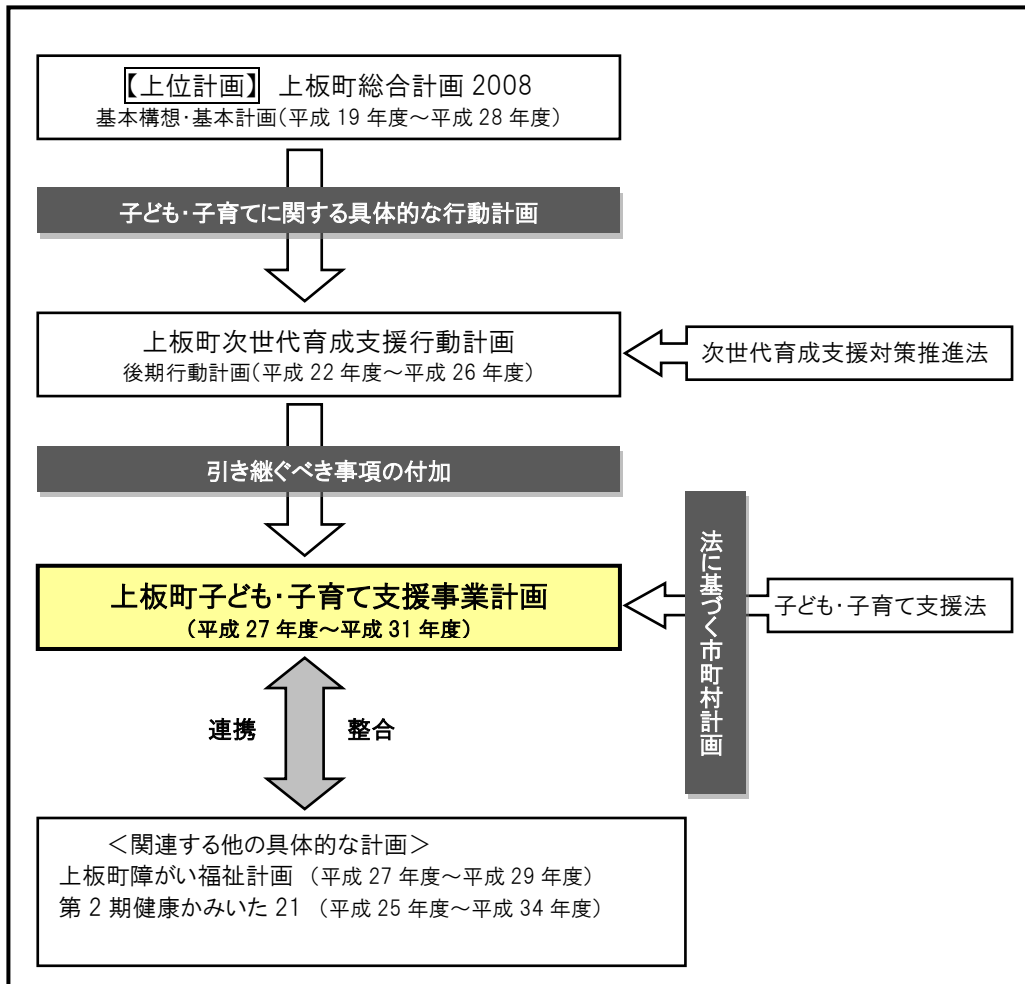
以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。



2. 計画の法的根拠と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村事業計画として位置づけま
す。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に
基づき、上板町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を
勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。本計画の策定にあたっては、上板町総合計
画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子
ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策
定に変更されています。本町においては保育ニーズ等に対応した、より実効的な事業計画とするた
め、『上板町次世代育成支援行動計画〈後期行動計画〉』を踏まえつつ、引き続き『上板町子ども・
子育て支援事業計画』で推進していく事業と、各分野別の個別計画で推進していく事業を分類した
上で、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進してまいります。

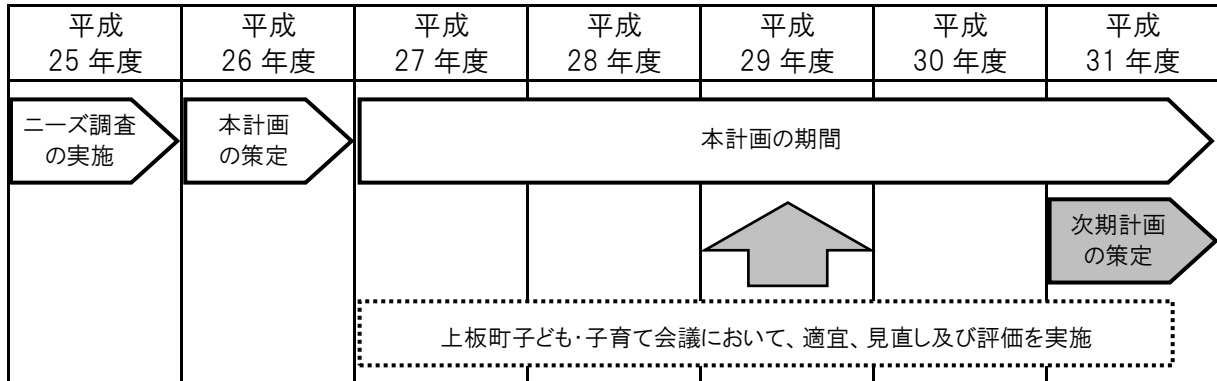


3. 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条の規定にもとづき、5 年を一期として策定するものとされており、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

なお、計画最終年度である平成 31 年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期 5 年間の計画を策定します。



4. 計画の対象

本計画の支援の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね 18 歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成する全ての人も対象とします。

5. 計画の策定体制

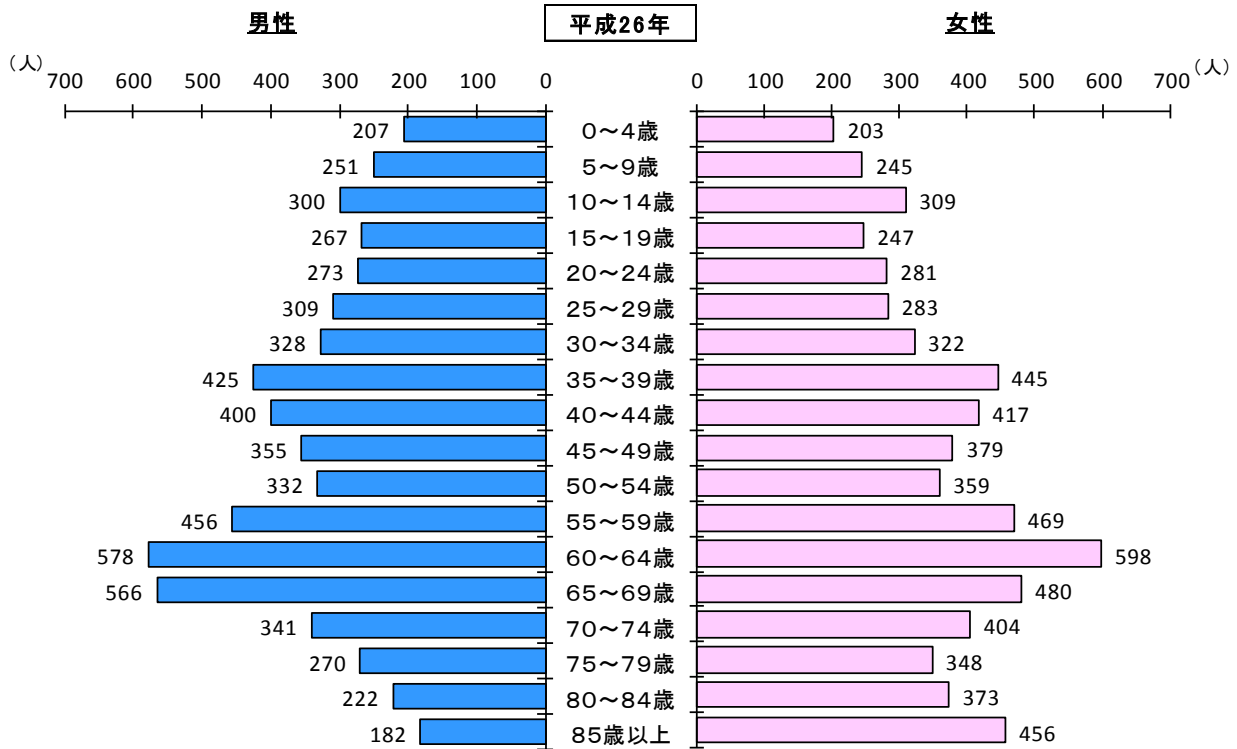
本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「上板町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

第2章 上板町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口ピラミッド（性別・5歳区分別人口）

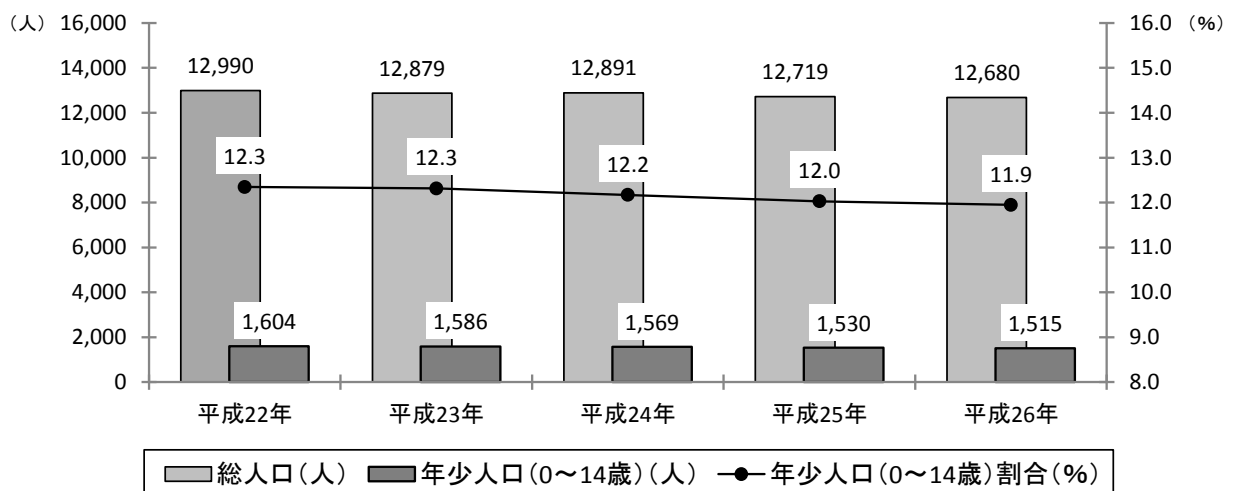
本町の性別・5歳区分別人口は、男女ともに60歳代が多く、30歳未満の若年層が少なくなっています。また、20歳代の人口が少なく、少子高齢化が進展すると考えられます。



出典：住民基本台帳（平成26年5月31日現在）

(2) 総人口および年少人口（0～14歳）の推移

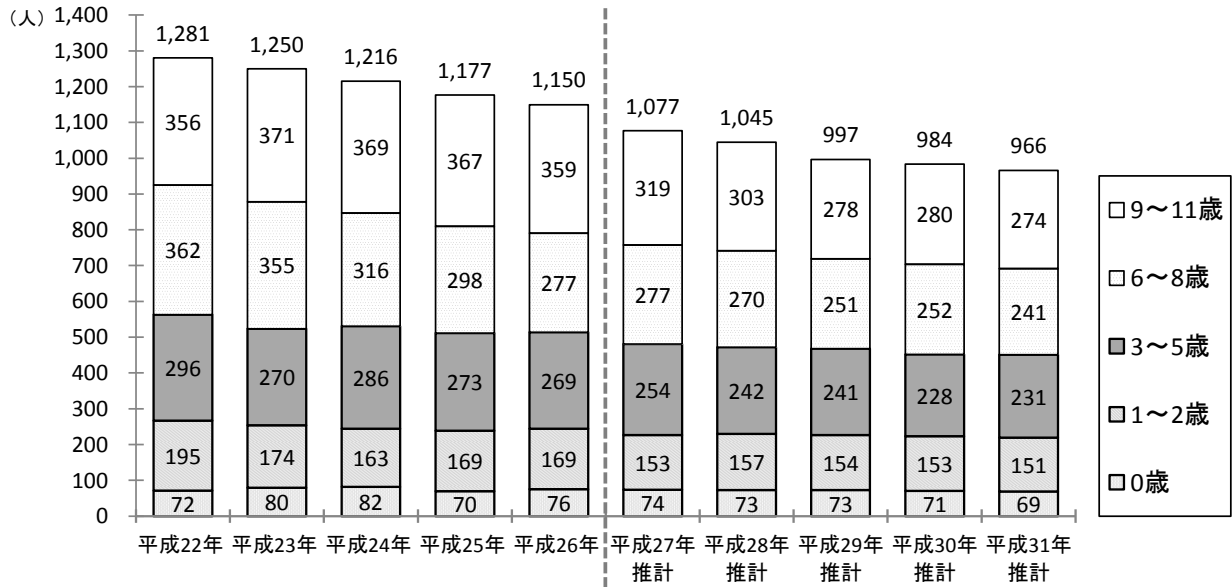
本町の総人口および年少人口（0～14歳）は、ともに年々減少しており、総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合も減少しています。



出典：住民基本台帳（平成22～25年は各年10月1日現在／平成26年は5月31日現在）

(3) 子どもの人口（0～11歳）の推移と将来人口の推計

本町の小学校までの子どもの人口（0～11歳）は、年々減少しており、平成26年で1,150人となっています。年齢区別にみると、0歳は概ね横ばい傾向であるが、その他の年齢では減少傾向となっています。また、将来人口の推計では、本計画の最終年度である平成31年には小学校までの子どもの人口（0～11歳）は966人となっています。



出典：住民基本台帳（平成22～25年は各年10月1日現在／平成26年は5月31日現在）

(4) 人口動態の推移

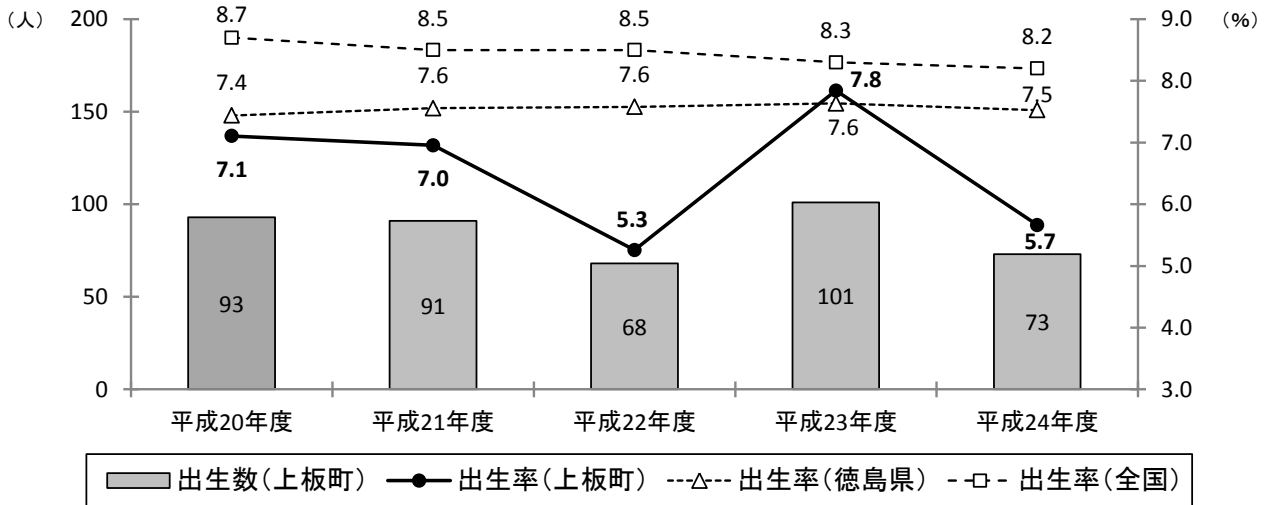
本町の出生数から死亡数を差し引いた自然増減数、転入数から転出数を差し引いた社会増減数を合わせた人口増減数は、平成21～25年までは毎年▲98～▲143人の人口減となっています。

事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自然動態	出生数（人）	91	68	101	73	75
	死亡数（人）	131	148	145	143	149
	自然増減数（人）	▲40	▲80	▲44	▲70	▲74
社会動態	転入数（人）	328	306	328	317	328
	転出数（人）	431	369	401	366	352
	社会増減数（人）	▲103	▲63	▲73	▲49	▲24
人口増減数（人）		▲143	▲143	▲117	▲119	▲98

出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(5) 出生の動向

本町の出生数は直近5年間で68～101人で推移しており、出生率（人口千対）は平成24年で5.7%となっており、徳島県、全国の出生率を大きく下回っています。



出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(6) 世帯の動向

本町の世帯の家族類型は、「夫婦と子ども世帯（核家族世帯）」が28.3%と最も多く、徳島県や全国の割合と比較すると、本町の「単独世帯」（18.7%）の割合が低く、「核家族以外の世帯」（22.8%）の割合が高くなっています。

また、本町のひとり親世帯は、母子世帯が39世帯（0.9%）、父子世帯が9世帯（0.2%）となっており、徳島県や全国の割合と比較すると、比較的割合は低くなっています。

【世帯の家族類型】

	一般世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
上板町	4,239世帯 100%	791世帯 18.7%	880世帯 20.8%	1,201世帯 28.3%	61世帯 1.4%	313世帯 7.4%	968世帯 22.8%	24世帯 0.6%	
徳島県	100%	29.0%	20.7%	25.6%	1.4%	7.8%	14.8%	0.6%	
全国	100%	31.4%	20.1%	28.3%	1.3%	7.6%	10.4%	0.9%	

※徳島県および全国については、家族類型の比率のみで比較を行った。

出典：国勢調査（平成22年現在）

【ひとり親世帯の状況】

	世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
		上板町	4,239世帯	39世帯	0.9%
徳島県	301,546世帯	4,621世帯	1.5%	552世帯	0.2%
全国	51,842,307世帯	755,972世帯	1.5%	88,689世帯	0.2%

出典：国勢調査（平成22年現在）

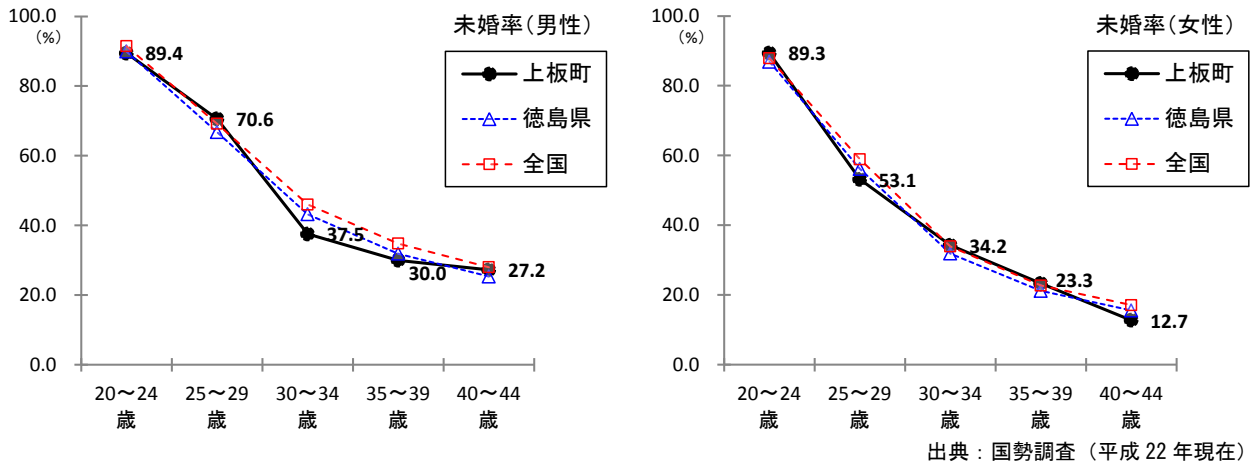
※ひとり親世帯とは、未婚・死別又は離別の女(男)親と未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯のこと。

2. 結婚・就業の状況

(1) 未婚率の推移

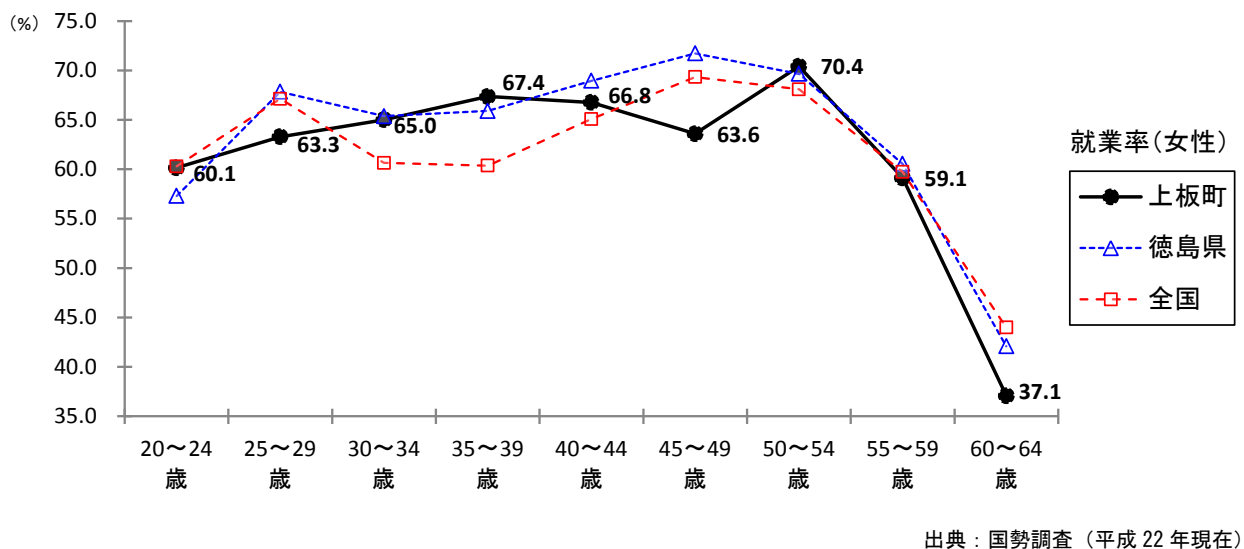
本町の男性の未婚率は、全体平均では上板町が26.2%、徳島県が27.0%、全国が31.3%と最も低く、年齢別で見ると、「30～34歳」（37.5%）が徳島県や全国より低くなっています。

本町の女性の未婚率は、全体平均では上板町が18.7%、徳島県が19.3%、全国が22.9%と最も低く、年齢別で見ると、「25～29歳」（53.1%）が徳島県や全国より低くなっています。



(2) 女性の就業率の推移

本町の女性の就業率は、全体平均では上板町が42.8%、徳島県が43.2%、全国が44.7%と最も低く、年齢別で見ると、「25～29歳」（63.3%）が徳島県や全国より低いですが、30歳代の女性の就業率は比較的に高くなっています。



3. 保育所・幼稚園・小学校・中学校の状況

(1) 保育所の状況

本町には、公立の保育所が1か所のみ（私立保育所は無し）となっています。

上板町立さくら保育所で実施されている特別保育は、『乳児保育』『延長保育』『一時保育』『障がい児保育』で、「休日保育」「病児・病後児保育」「外国人児童保育」「特定保育」は本町では実施していません。入所児童数は増加傾向にあり、平成26年度は165人となっており、保育士数も34人と増えており、入所待機児童数は直近の5年間は0人となっています。

【保育所の概要】

施設名称	所在地	定員	入所児童数	入所待機児童数	保育士数	開所時間
上板町立さくら保育所	上板町西分字日吉前20番地1	240人	165人	0人	34人	平日7:30~19:00 土曜7:30~17:00

出典：さくら保育所（平成26年度10月1日現在）

【保育所の入所児童数の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
認可保育所数（か所）	1	1	1	1	1	
定員数（人）	240	240	240	240	240	
入所児童数	合計（人）	150	145	163	161	165
	0歳児（人）	15	19	21	22	16
	1歳児（人）	31	29	35	38	36
	2歳児（人）	40	43	47	44	55
	3歳児（人）	64	54	60	57	58
入所率（%）	62.5%	60.4%	67.9%	67.1%	68.8%	
入所待機児童数（人）	0	0	0	0	0	
保育士数（人）	31	31	32	32	34	

出典：さくら保育所（平成22~25年は各年度3月31日現在／平成26年度は10月1日現在）

【特別保育の利用者数の推移】

事業名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
乳児保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	15	19	21	22	16
延長保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	6	8	14	14	15
一時保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	21	26	25	24	20
障がい児保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	2	0	1	1	2

出典：さくら保育所（平成22~25年は各年度3月31日現在／平成26年度は10月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

本町には、公立の幼稚園が4か所のみ（私立幼稚園は無し）となっています。

入園児童数は減少傾向にあり、平成26年は175人で、入園率は50.0%となっています。

【幼稚園の概要】

施設名称	所在地	定員	入園児童数	入園率	教職員数	開園時間
神宅幼稚園	上板町神宅字喜来 135 番地	105 人	33 人	31.4%	4 人	月～金曜日 午前 8:00-13:30 預かり 13:30-18:00
東光幼稚園	上板町西分字東光 8 番地	70 人	27 人	38.6%	4 人	月～金曜日 午前 8:00-13:30 預かり 13:30-18:00
松島幼稚園	上板町鍛冶屋原字北原 20 番地	105 人	67 人	63.8%	5 人	月～金曜日 午前 8:00-13:30 預かり 13:30-18:00
高志幼稚園	上板町高瀬字天目－ 1108 番地	70 人	48 人	68.6%	5 人	月～金曜日 午前 8:00-13:30 預かり 13:30-18:00

出典：学校基本調査（平成26年5月1日現在）

【幼稚園の入園児童数の推移】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
幼稚園数（か所）	4	4	4	4	4	
定員数（人）	350	350	350	350	350	
入園児童数	合計（人）	198	178	175	177	175
	4歳児（人）	88	90	86	90	85
	5歳児（人）	110	88	89	87	90
入園率（%）	56.6%	50.9%	50.0%	50.6%	50.0%	
教職員数（人）	18	20	20	19	18	

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 小学校・中学校の状況

本町の小学校・中学校の状況について、下記のようになっています。

小学校の児童数は減少傾向にあり、平成26年は636人となっている一方で、中学校の生徒数は増加傾向にあり、平成26年は352人となっています。

【小・中学校の概要（H26年現在）】

区分	名称	所在地	児童数	教職員数	
公立	小学校	神宅小学校	上板町神宅字喜来 135 番地	153 人	14 人
		東光小学校	上板町西分字東光 8 番地	110 人	13 人
		松島小学校	上板町鍛冶屋原字北原 20 番地	209 人	20 人
		高志小学校	上板町高瀬字天目一 1108 番地	164 人	14 人
	中学校	上板中学校	上板町神宅字西金屋 44 番地	352 人	25 人

出典：学校基本調査（平成26年5月1日現在）

【小・中学校の児童・生徒数の推移】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学校数（か所）		4	4	4	4	4
児童数	合計（人）	734	732	693	674	636
	1年生（人）	123	115	93	89	96
	2年生（人）	121	122	117	95	88
	3年生（人）	129	120	121	119	96
	4年生（人）	115	130	120	124	116
	5年生（人）	128	116	130	118	123
	6年生（人）	118	129	112	129	117
教職員数（人）		60	60	62	62	61
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
中学校数（か所）		1	1	1	1	1
生徒数	合計（人）	290	303	326	334	352
	1年生（人）	96	109	123	105	123
	2年生（人）	99	96	107	123	106
	3年生（人）	95	98	96	106	123
教職員数（人）		27	23	24	24	25

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

4. 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

本町では、下記の放課後児童クラブにおいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場で、児童の健全育成を図っています。

【放課後児童クラブの概要】

児童クラブ名	開設場所	開設時間			利用状況	
		平日	土曜日等	夏休み等	年間 開設日数	登録 児童数
神宅学童保育クラブ わくわくらんど	神宅学童保育施設	13:00 ～18:00	8:00 ～18:00	8:00 ～18:00	298日	43人
松島学童保育 まつっこクラブ	松島学童保育施設	13:00 ～18:00	8:00 ～18:00	8:00 ～18:00	298日	65人
高志学童保育 あゆっこクラブ	高志学童保育施設	13:00 ～18:00	8:00 ～18:00	8:00 ～18:00	298日	36人
東光学童保育 ゆめっこクラブ	東光学童保育施設	14:00 ～18:30	8:00 ～18:30	8:00 ～18:30	298日	36人

出典：福祉保健課（平成26年4月1日現在）

【放課後児童クラブの利用状況の推移】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
児童クラブ数	4	4	4	4	4
定員数（人）	280	280	280	280	280
年間開催日数（日）	298	298	298	298	298
登録児童数（人）	161	170	156	178	165

出典：福祉保健課（各年4月1日現在）

(2) 子ども・子育て支援に関する各種事業

本町では、子ども・子育て支援に関する事業として、下記のような各種事業を実施しています。

【各種事業の概要】

事業名	事業内容
① 思春期教育（思春期講演会）	思春期の子ども保護者、教育関係者支援者等を対象に子ども専門の精神、心療内科医師の講演会を開催しています。
② 両親学級（パパママ教室）	妊婦と夫やその家族を対象にパパママ教室を休日に開催しています。
③ 育児学級（のびのび子育て教室）	2～5ヶ月児の保護者を対象に健康教育（子どもの成長発達、事故予防、予防接種）、離乳食教室を開催しています。
④ 食育（親子料理教室）	幼稚園児と保護者を対象に料理教室を開催しています。
⑤ 育児講座（ベビーマッサージ）	乳幼児の保護者を対象にベビーマッサージ講座を開催しています。
⑥ 子育てひろば（育児の集い、育児相談）	乳児と保護者を対象に集いの広場を開催し、絵本の読みきかせや育児相談を行っています。
⑦ 訪問指導（妊産婦、乳幼児等）	新生児、乳児、妊産婦等へ保健師、助産師、栄養士等が訪問し育児栄養等について指導を行っています。

出典：福祉保健課（平成26年度現在）

【各種事業の利用状況の推移】

事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 思春期教育	実施回数(回)	1	1	1	1	1
	参加者数(人)	50	30	30	18	367
② 両親学級	実施回数(回)	0	2	2	2	1
	参加者数(人)	0	12	6	12	8
③ 育児学級	実施回数(回)	9	6	7	4	4
	参加者数(人)	89	48	67	53	38
④ 食育	実施回数(回)	2	2	1	1	1
	参加者数(人)	23	35	40	33	30
⑤ 育児講座	実施回数(回)	3	3	3	3	3
	参加者数(人)	27	32	32	35	19
⑥ 子育てひろば	実施回数(回)	11	12	12	11	10
	参加者数(人)	96	146	144	161	134
⑦ 訪問指導	実施回数(回)	159	119	185	135	159
	参加者数(人)	169	142	241	148	192

出典：福祉保健課（各年度3月31日現在）

(3) 母子保健事業の状況

本町では、母子保健事業として、下記のような各種事業を実施しています。

【母子保健事業の概要】

事業名	事業内容
① 母子健康手帳交付	母子保健法に定められた市町村が交付する手帳のことで、出産までの妊婦の健康状況やアドバイス、出産時の大切な事項（出生日や時間・出生した施設・病院の名称等）、出生後の予防接種や成長状況等を記入していきます。
② 妊婦健康診査	妊娠期間中に14回（1回はHBS抗原検査を含む）健康診査にかかる費用の補助を受けることができるものです。この健康診査は医療機関に委託して実施しています。
③ 乳児集団健康診査	3～4ヶ月児と9～10ヶ月児健康診査を年6回実施しています。
④ 1歳6ヶ月児健康診査	内科・歯科健診、発達相談等を行い、異常の早期発見・治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、1歳6ヶ月児を対象に、年4回実施しています。
⑤ 3歳児健康診査	内科・歯科健診、発達相談等を行い、異常を早期に発見し、各種相談や治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、3歳児を対象に年4回実施しています。
⑥ 発達相談	乳幼児健診事後個別発達相談を年6回実施しています。

出典：福祉保健課（平成26年度現在）

【母子保健事業の利用状況の推移】

事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 母子健康手帳交付	交付数（人）	73	98	100	81	75
	交付数（件）	1,105	1,449	1,536	1,210	1,150
② 妊婦健康診査	受診者数（人）	985	1,021	1,089	931	942
	利用率（%）	89.1%	70.5%	71.2%	76.9%	81.9%
	対象者数（人）	92	72	75	83	82
③ 乳児集団健康診査	受診者数（人）	81	69	75	72	80
	受診率（%）	88.0%	95.8%	100.0%	86.7%	97.6%
	対象者数（人）	101	99	81	79	87
④ 1歳6ヶ月児健康診査	受診者数（人）	91	99	77	74	85
	受診率（%）	90.1%	100.0%	95.1%	93.7%	97.7%
	対象者数（人）	94	79	99	91	85
⑤ 3歳児健康診査	受診者数（人）	93	73	86	83	84
	受診率（%）	98.9%	92.4%	86.9%	91.2%	98.8%
	相談者数（人）	27	24	23	18	17

出典：福祉保健課（各年度3月31日現在）

(4) 各種手当の状況

本町では、下記のような各種手当制度を実施しています。

【各種手当の概要】

手当の名称	内容
① 児童手当	児童手当法に基づき、家庭生活の安定と健全育成及び資質の向上を目的とし、養育者に現金給付される手当。所得が一定額以下で、中学校修了前（15歳まで）の児童を養育する者が対象。
② 児童扶養手当	父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。
③ 特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。
④ 障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給される手当。

出典：福祉保健課（平成26年度現在）

【各種手当の利用状況の推移】

事業名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 児童手当	延べ児童数（人）	17,486	17,835	17,574	17,158
② 児童扶養手当	受給資格者数（人）	97	117	126	126
③ 特別児童扶養手当	受給資格者数（人）	31	27	27	28
④ 障害児福祉手当	受給資格者数（人）	11	8	8	8

出典：福祉保健課（各年度3月31日現在）

5. アンケート調査の結果概要

(1) アンケート調査の目的

「子ども・子育て支援新制度」の導入にあたって、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。そこで、本町における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) アンケート調査の実施概要

- 調査地域：上板町内全域
- 調査対象者：町内に在住する就学前児童（0～5歳）及び小学校1年生から3年生の保護者
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成25年11月15日～平成25年11月30日
- 配布回収状況：下記の表のとおり。

調査対象	調査対象数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	557人	277人	49.7%
小学生児童の保護者	303人	149人	49.2%
合計	860人	426人	49.5%

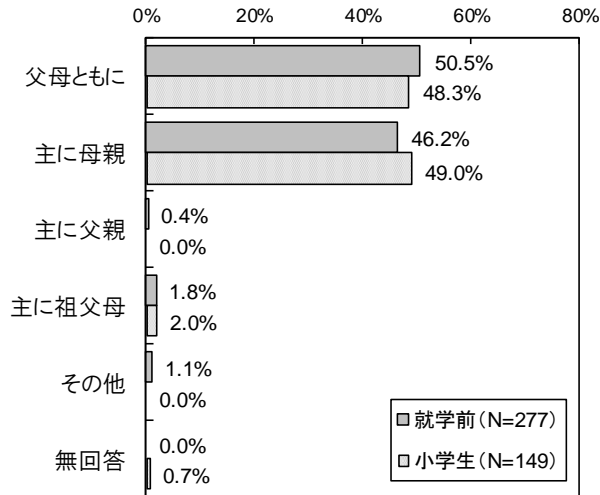
□グラフの見方：

- ・回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%を前後することがあります。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(3) アンケート調査の結果概要

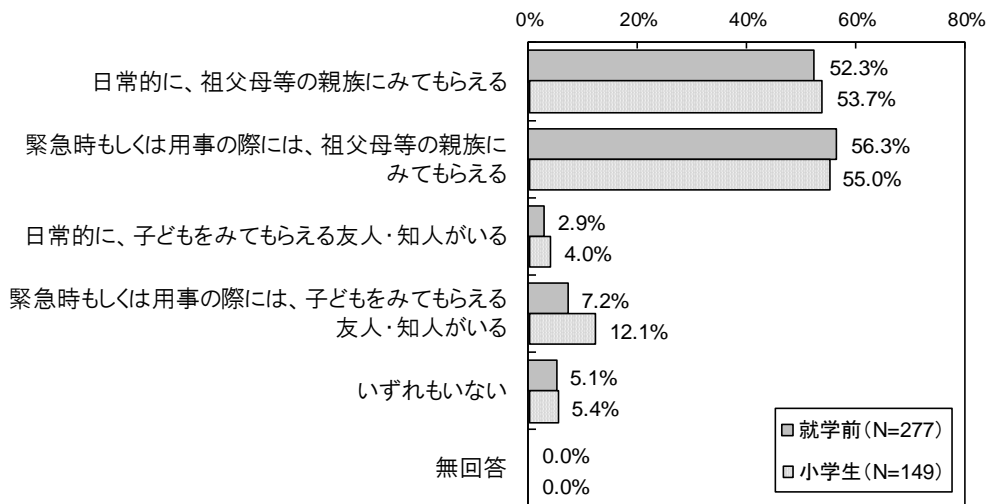
① 子育て(教育を含む)を主に行っている方 (就学前Q5/小学生Q5)

就学前児童、小学生児童の保護者ともに、「父母ともに」と「主に母親」が、ほぼ同程度となっており、子育てを主に母親が担っている様子が伺えます。



② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無 (就学前Q6/小学生Q6)

就学前児童、小学生児童の保護者ともに、「日常的に、祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族にみてもらえる」が、ほぼ同程度となっており、子どもを『親族にみてもらえる』家庭が半数以上となっています。

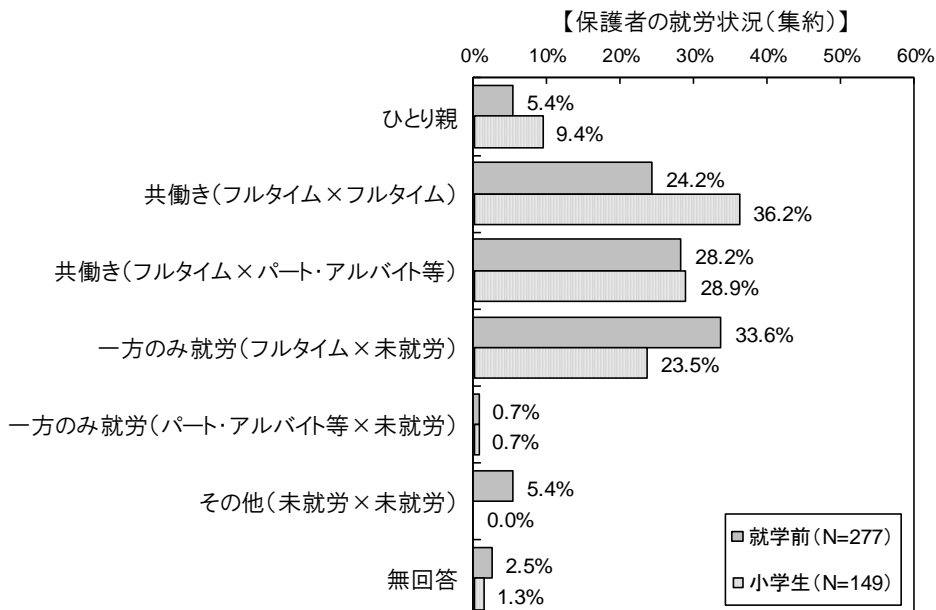
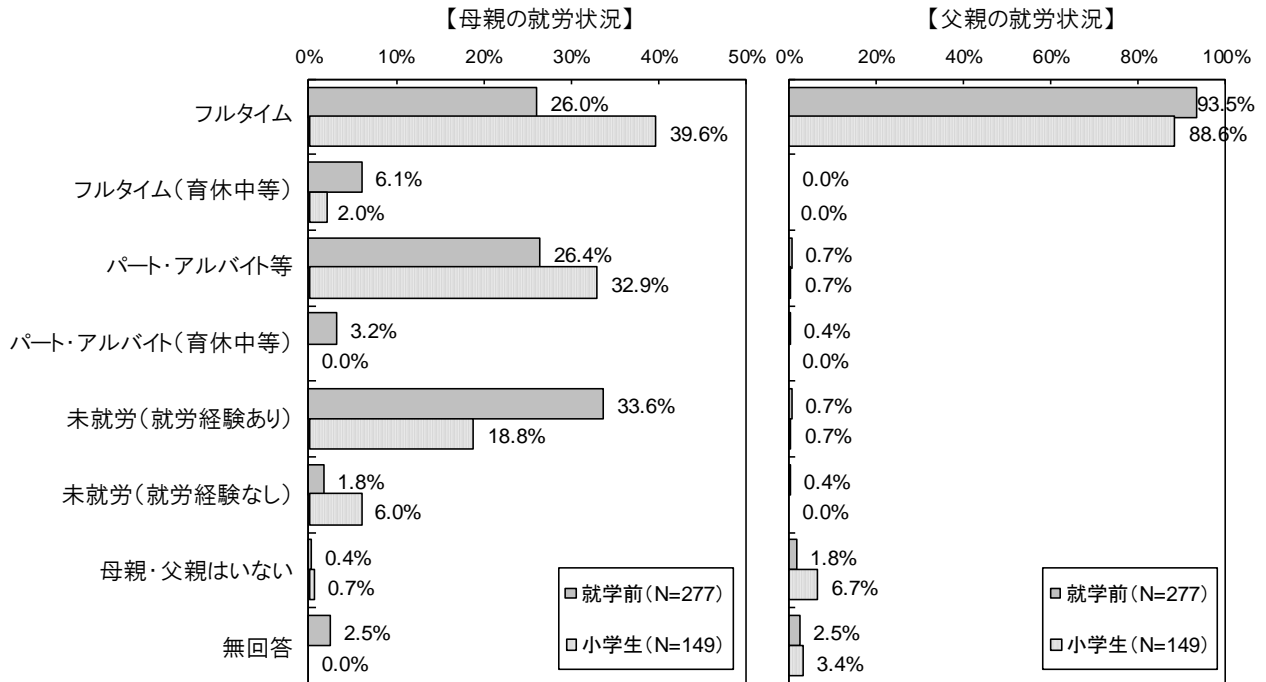


③ 保護者の就労状況（就学前Q7／小学生Q7）

母親の就労状況については、就学前児童の保護者は「未就労（就労経験あり）」が33.6%、小学生児童の保護者は「フルタイム」が39.6%と最も多くなっています。

父親の就労状況については、就学前児童、小学生児童の保護者ともに、「フルタイム」が9割程度と最も多くなっています。

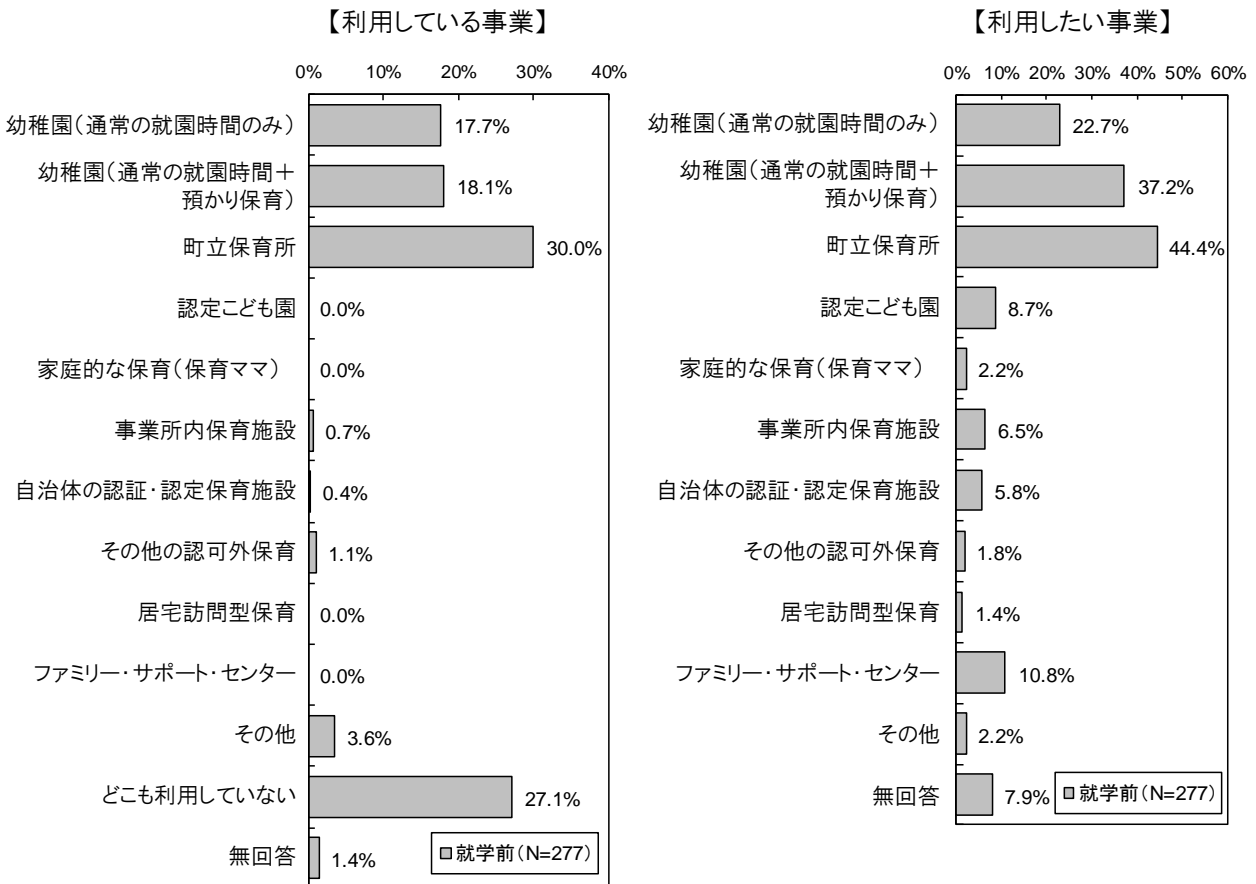
保護者の就労状況（集約）については、就学前児童の保護者は「一方のみ就労（フルタイム×未就労）」が33.6%、小学生児童の保護者は「共働き（フルタイム×フルタイム）」が36.2%と最も多くなっています。



④ 教育・保育事業の利用状況（就学前Q9・Q10）

教育・保育事業の利用しているサービスについては、「町立保育所」が30.0%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間+預かり保育）」（18.1%）、「幼稚園（通常の就園時間のみ）」（17.7%）となっています。

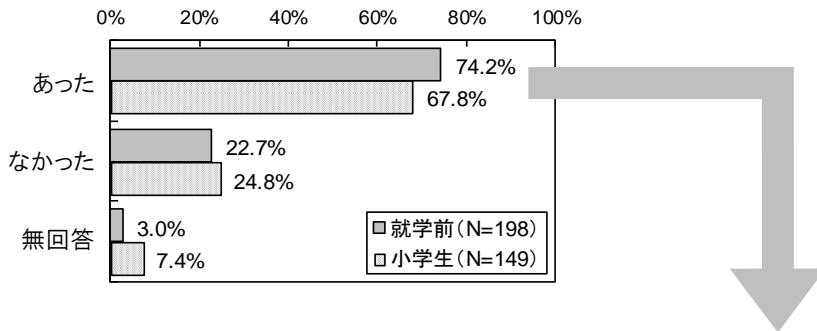
教育・保育事業の利用したいサービスについては、「町立保育所」（44.4%）と「幼稚園（通常の就園時間+預かり保育）」（37.2%）が突出しており、次いで「幼稚園（通常の就園時間のみ）」（22.7%）、「ファミリー・サポート・センター」（10.8%）の順となっています。



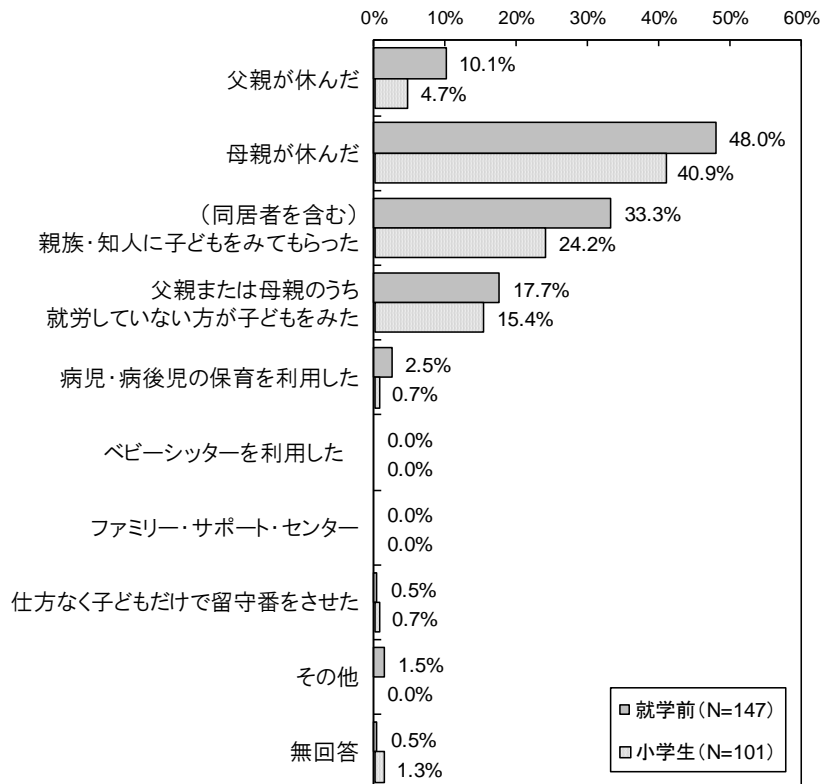
⑤ 子どもが病気の際の対応について（就学前Q13／小学生Q9）

子どもの病気等で平日の教育・保育事業を休んだ経験については、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「あった」が7割程度となっており、休んだ場合の対処方法としては、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「母親が休んだ」（48.0%、40.9%）が最も多く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（33.3%、24.2%）となっています。

【子どもの病気等で平日の教育・保育事業を休んだ経験】



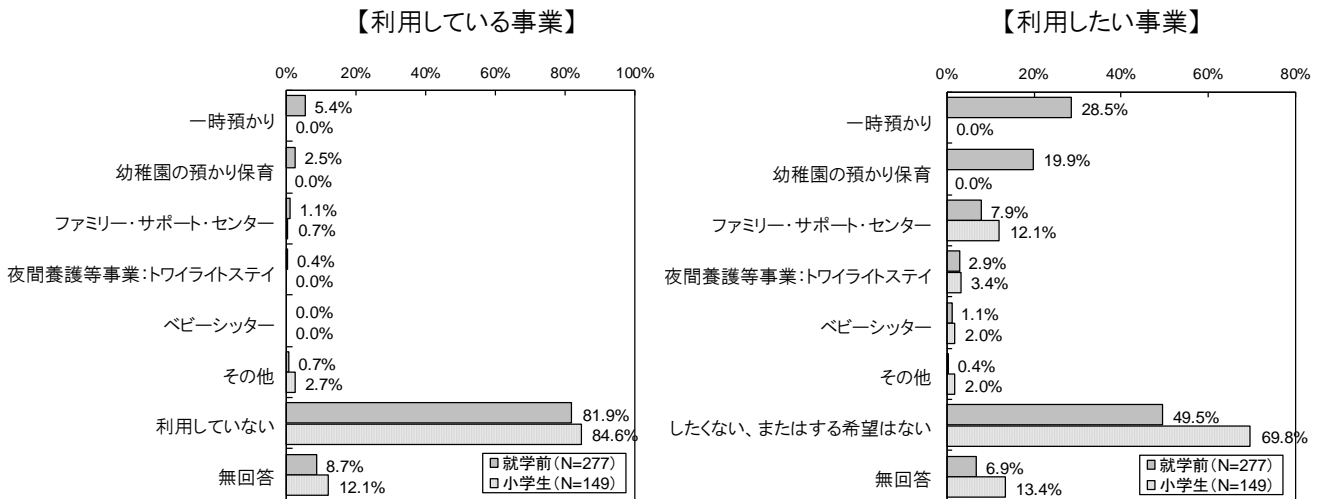
【休んだ場合の対処方法】



⑥ 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用状況（就学前Q14・15／小学生Q10・11）

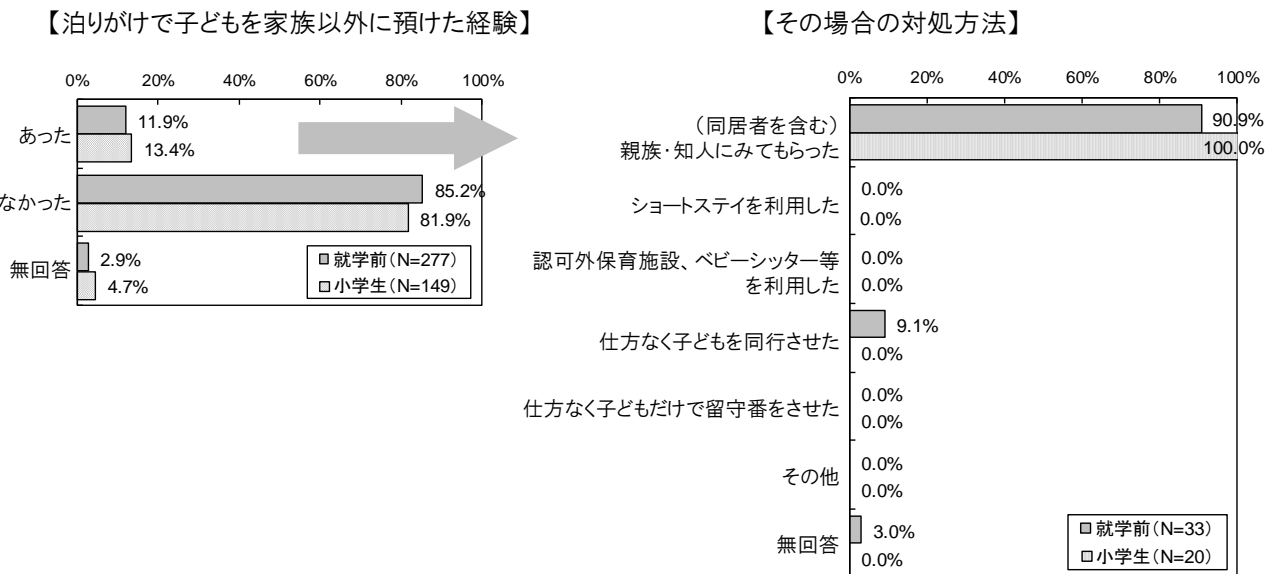
不定期の教育・保育事業や一時預かり等について、利用している事業は、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「利用していない」が8割以上と最も多くなっています。

また、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「したくない、またはする必要はない」が5割～7割を占め最も多くなっています。



⑦ 宿泊を伴う一時預かり(ショートステイ)（就学前Q16／小学生Q12）

泊りがけで子どもを家族以外に預けた経験については、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「あった」が1割程度となっており、その場合の対処方法としては、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が9割以上と最も多くなっています。

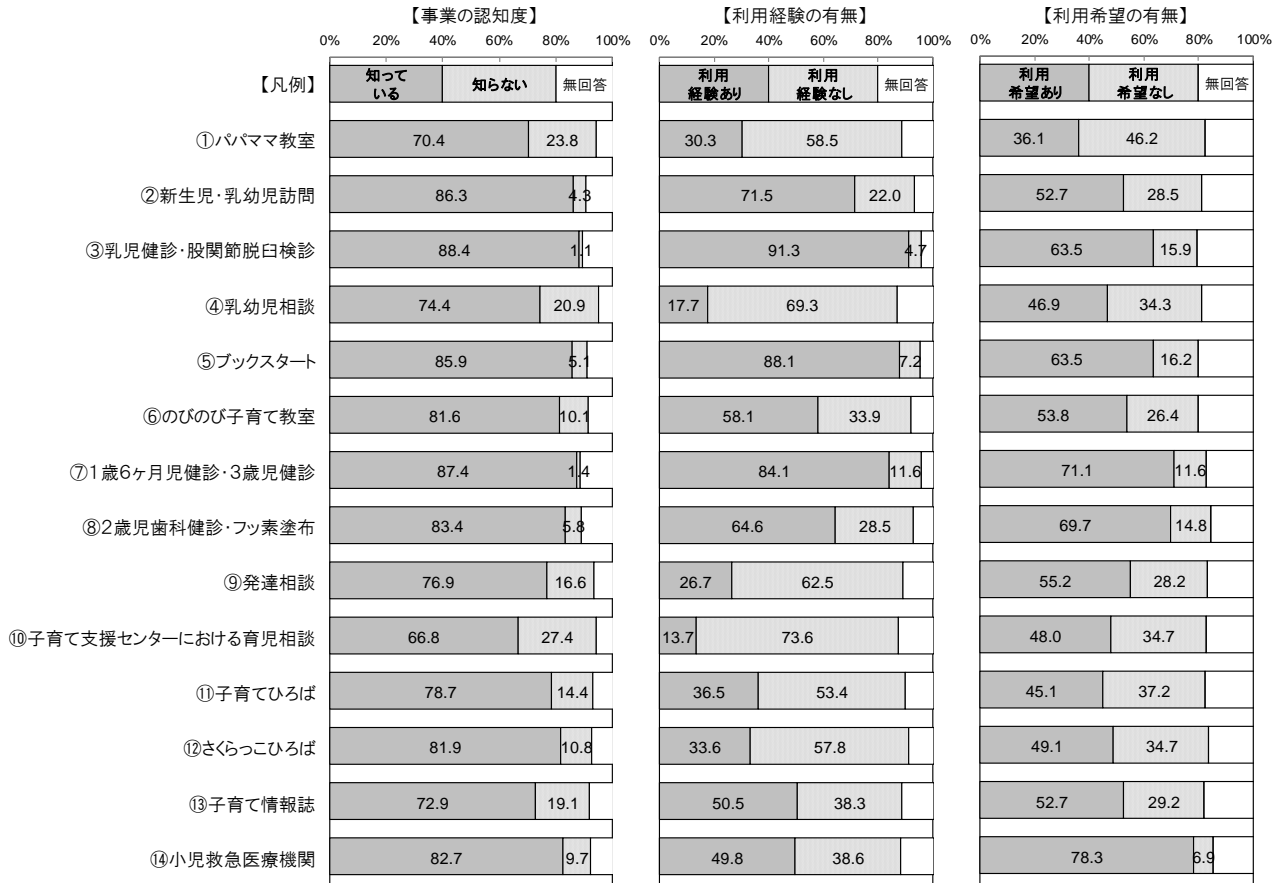


⑧ -1 地域子育て支援事業の利用状況（就学前Q18）

地域子育て支援事業（下記 14 事業）の認知度については、就学前児童の保護者が『知っている』と答えた事業は、「③乳児健診・股関節脱臼検診」が 88.4%と最も多く、次いで「⑦1歳6ヶ月健診・3歳児健診」（87.4%）、「②新生児・乳幼児訪問」（86.3%）の順に多くなっています。

地域子育て支援事業（下記 14 事業）の利用経験の有無については、就学前児童の保護者が『利用したことがある』と答えた事業は、「③乳児健診・股関節脱臼検診」が 91.3%と最も多く、次いで「⑤ブックスタート」（88.1%）、「⑦1歳6ヶ月健診・3歳児健診」（84.1%）の順に多くなっています。

地域子育て支援事業（下記 14 事業）の利用希望の有無については、就学前児童の保護者が『今後利用したい』と答えた事業は、「⑭小児救急医療機関」が 78.3%と最も多く、次いで「⑦1歳6ヶ月健診・3歳児健診」（71.1%）、「⑧2歳児歯科健診・フッ素塗布」（69.7%）の順に多くなっています。



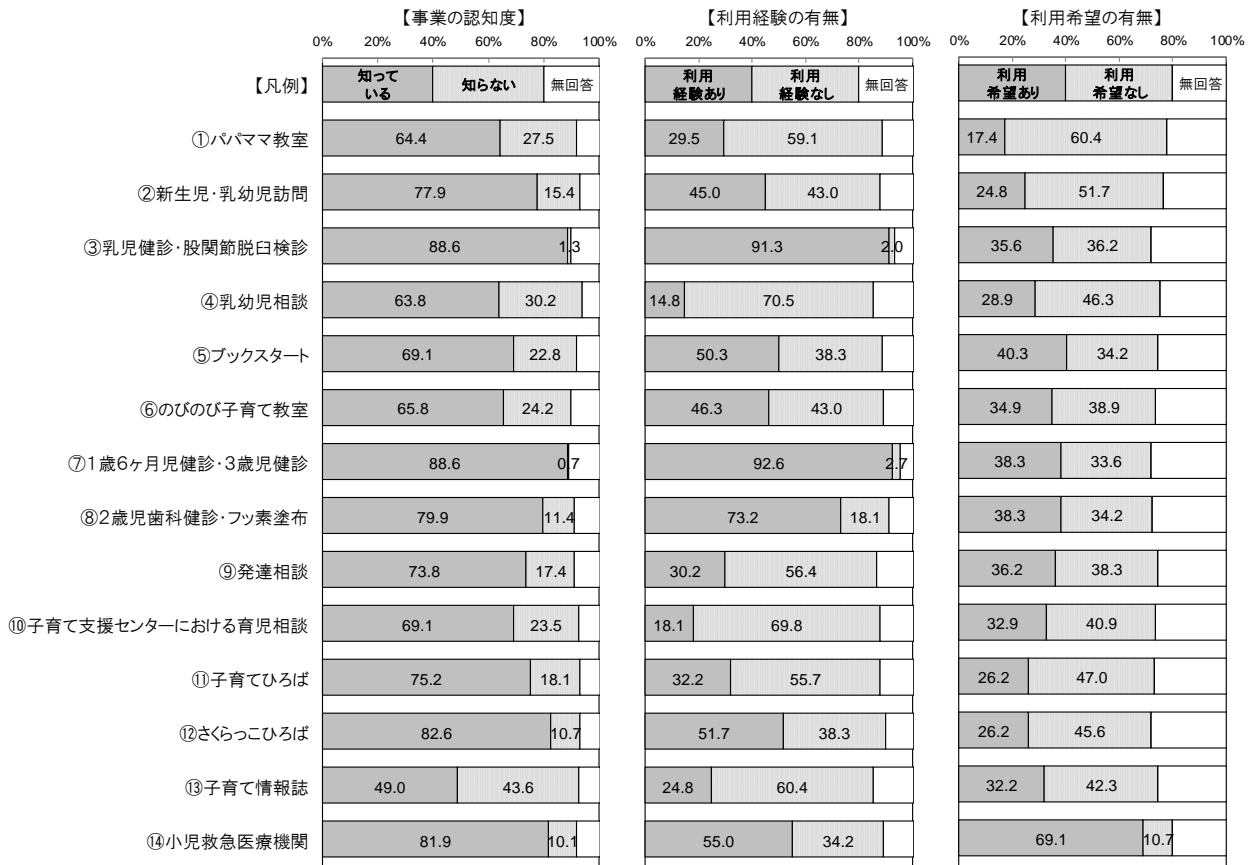
※無回答の比率はグラフの都合上、省略

⑧ -2 地域子育て支援事業の利用状況（小学生Q20）

地域子育て支援事業（下記 14 事業）の認知度については、小学生児童の保護者が『知っている』と答えた事業は、「③乳児健診・股関節脱臼検診」および「⑦1歳6ヶ月健診・3歳児健診」がともに88.6%と最も多く、次いで「⑫さくらっこひろば」（82.6%）、「⑭小児救急医療機関」（81.9%）の順に多くなっています。

地域子育て支援事業（下記 14 事業）の利用経験の有無については、小学生児童の保護者が『利用したことがある』と答えた事業は、「⑦1歳6ヶ月健診・3歳児健診」が92.6%と最も多く、次いで「③乳児健診・股関節脱臼検診」（91.3%）、「⑧2歳児歯科健診・フッ素塗布」（73.2%）の順に多くなっています。

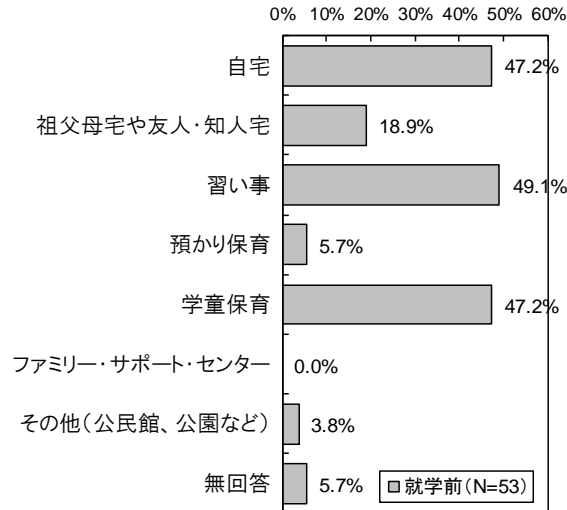
地域子育て支援事業（下記 14 事業）の利用希望の有無については、小学生児童の保護者が『今後利用したい』と答えた事業は、「⑭小児救急医療機関」が69.1%と最も多くなっています。



※無回答の比率はグラフの都合上、省略

⑨ -1 小学校就学後に放課後に過ごさせたい場所（就学前Q19）

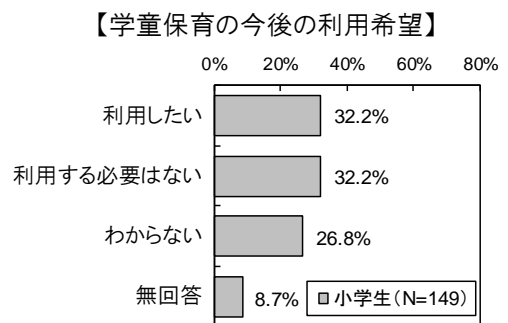
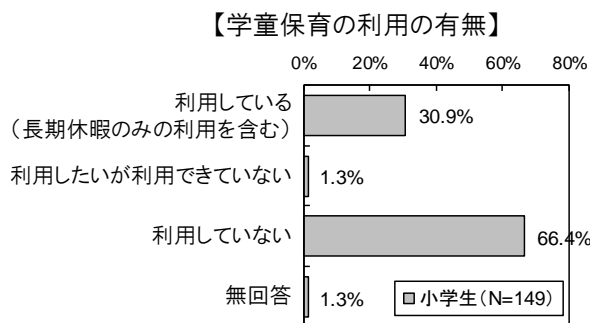
小学校就学後に放課後に過ごさせたい場所については、就学前児童の保護者は「習い事」が49.1%と最も多く、次いで「自宅」および「学童保育」（ともに47.2%）となっています。



⑨ -2 学童保育の利用状況（小学生Q13・14）

学童保育の利用の有無については、小学生児童の保護者は「利用していない」が66.4%と最も多く、次いで「利用している」（30.9%）となっています。

学童保育の今後の利用希望については、小学生児童の保護者は「利用したい」および「利用する必要はない」がともに32.2%と最も多くなっています。

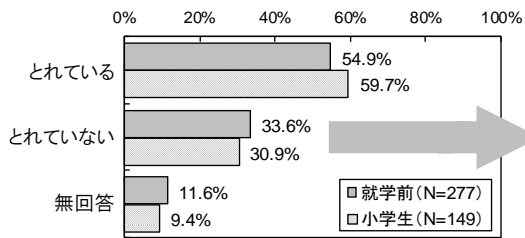


⑩ 職場の両立支援について（就学前Q21・22／小学生Q15・16）

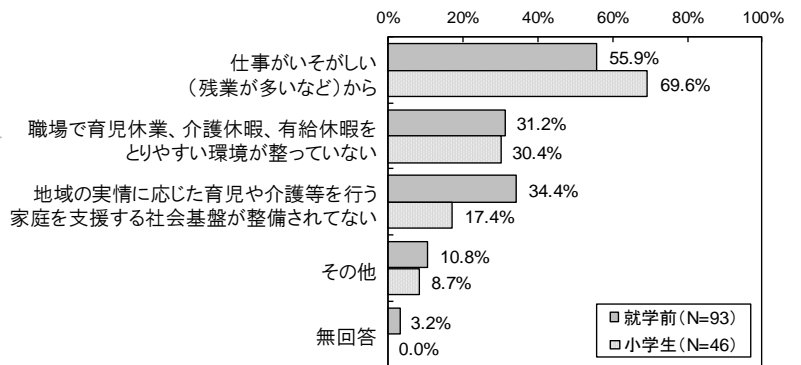
仕事と生活の調和については、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「とれている」が半数以上となっており、「とれていない」と思う理由としては、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「仕事がいそがしい（残業が多いなど）から」が半数以上と最も多くなっています。

また、仕事と生活を両立していくために、職場で最も必要と思われることについては、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」が最も多くなっています。

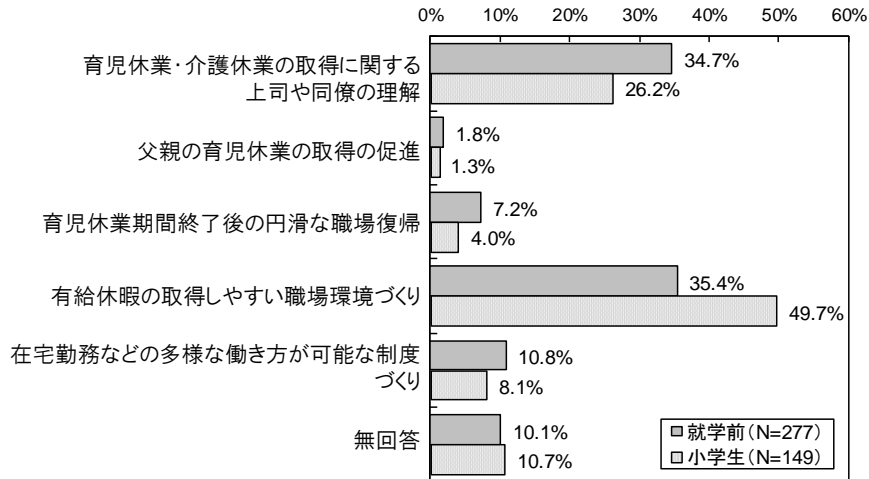
【仕事と生活の調和がとれていると思いますか】



【仕事と生活の調和がとれていないと思う理由】



【仕事と生活を両立していくために、職場で最も必要と思われること】

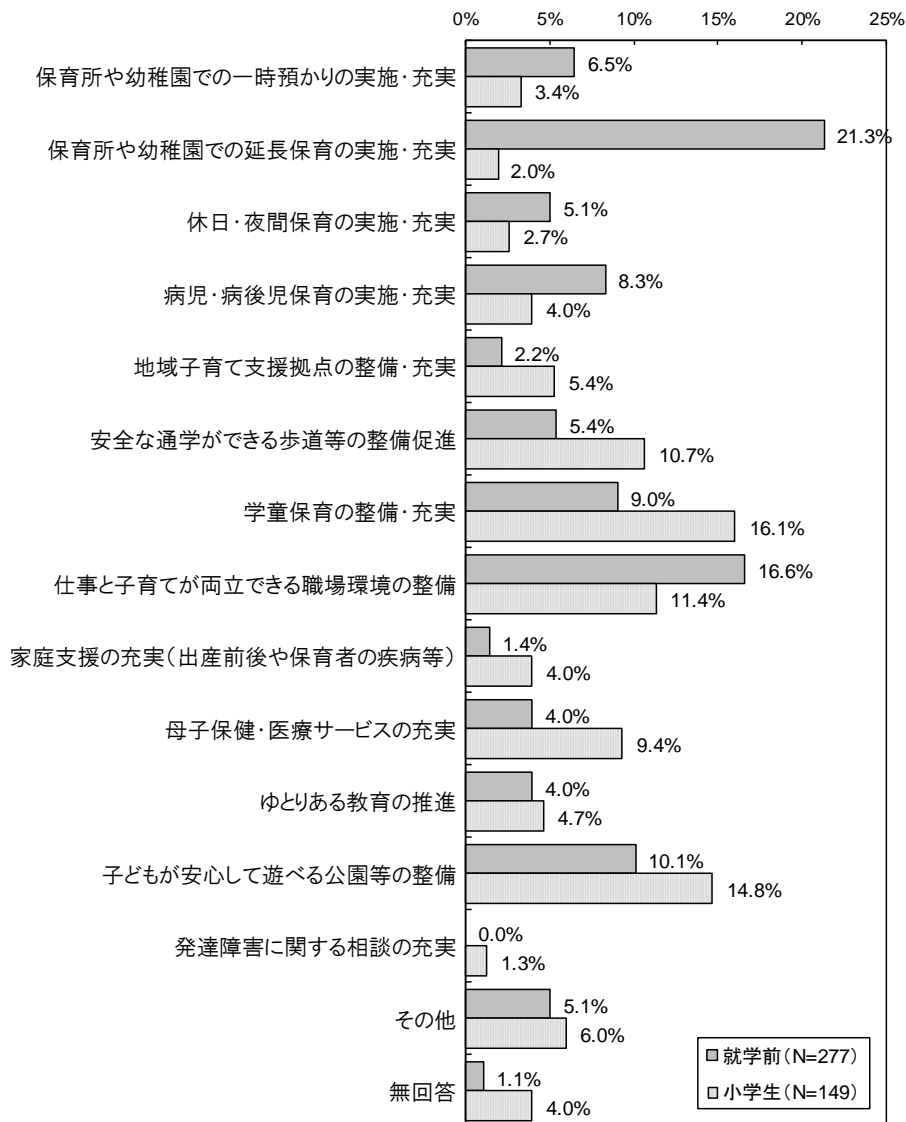


⑪ 子育て支援について（就学前Q24／小学生Q18）

最も望んでいる子育て支援策については、就学前児童の保護者は「保育所や幼稚園での延長保育の実施・充実」が 21.3%と最も多く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」（16.6%）、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」（10.1%）の順で多くなっています。

一方、小学生児童の保護者は「学童保育の整備・充実」が 16.1%と最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる公園等の整備」（14.8%）、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」（11.4%）の順で多くなっています。

【最も望んでいる子育て支援策】



6. 上板町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の評価

(1) 施策評価の方法

評価にあたっては、後期計画に盛り込まれている施策ごとの事業進捗状況の評価しました。

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況等を参考に、担当課の視点から、平成27年度以降の予定について評価を行いました。

【評価区分について】

- 継続 今年度・次年度において引き続き事業を継続していく必要があるもの
- 変更 事業の内容や目標を変更したもの（新設や見直し、廃止を含む）
- 検討 今後実施を検討していくもの

(2) 上板町の教育・保育サービス・子育て支援サービス別の評価

No.	事業名	単位	平成26年度 計画目標値	平成26年度 見込み値	平成27年度 以降の予定
1	通常保育事業（3歳未満児）	定員数（人）	130人	120人	継続
2	通常保育事業（3歳以上児）	定員数（人）	110人	120人	継続
3	時間外保育事業（延長保育事業）	実施か所数 利用者数（人）	1か所 35人	1か所 12人	継続
4	放課後児童健全育成事業（学童保育）	実施か所数 利用者数（人）	4か所 187人	4か所 173人	継続
5	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	実施か所数 延べ人数（人）	4か所	5か所（※1） 40人	継続
6	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	実施か所数 利用者数（人）	0か所 0人	4か所（※2） 0人	継続
7	地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	実施か所数	1か所	1か所	継続
8	一時預かり事業 （幼稚園の預かり保育）	実施か所数 利用者数（人）	0か所 0人	4か所 17,000人 （※3）	継続
	一時預かり事業 （幼稚園の預かり保育以外）※保育所等	実施か所数 利用者数（人）	0か所 0人	1か所 858人 （※3）	継続
9	病児・病後児保育事業	実施か所数 利用者数（人）	0か所 0人	0か所 30人	変更 H26より 広域で実施
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	実施か所数	0か所	0か所	変更 H25より 広域で実施

（※1）ショートステイ事業は、現在、町外の5施設に委託し、事業を実施しています。

（※2）トワイライトステイ事業は、現在、町外の4施設に委託し、事業を実施しています。

（※3）一時預かり事業の平成26年度の見込み値は、延べ利用人数で算出しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての住民に共通する願いでもあります。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化してきています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

上板町次世代育成支援行動計画では、誰もが子どもを産み育てることの尊さと喜びを理解し、子どもの健全な成長を見守り支えていける地域社会を形成していくことが大切であるとの考えのもとに“ともにささえあい、安心して子どもを生み育てることができるまち”を基本理念に掲げ、子どもが健やかに育つ家庭環境と、子育て支援の様々な取り組みを通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

本計画においては、上板町次世代育成支援行動計画との連続性並びに整合性を維持するため、この理念を尊重するとともに、新たに“ともにささえあい、安心して子育てができるまち”を基本理念に掲げ、各種施策に取り組んでいきます。

また、子ども・子育て支援法・基本指針に基づき、親が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とします。そして、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、地域みんなで子育てを支えることによって、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会をめざすものとします。

基本理念

ともにささえあい、安心して子育てができるまち

2. 計画の基本的な視点

基本理念を実現するため、次の7項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

(1) 子どもの幸せを第一に考える視点

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。

(2) すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援します。

(3) 仕事と生活の調和の実現を促す視点

「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向け、地域の実情に応じた広報、啓発等の取り組みを進めます。

(4) 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業者、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

(5) 地域の社会資源を活用する視点

本町には学校、公民館、学童保育施設などの公共施設や子育てサークルをはじめとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。

(6) 教育・保育の量と質を確保する視点

教育・保育の対象が幼児・児童である教育・保育施設及び事業に関しては、量を確保するとともに質を高めていくことも大切です。誰もが使いやすく満足のいく内容となるよう、量の確保だけでなく質の向上にも取り組みます。

(7) 次代の親づくりの視点

次代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

3. 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、基本理念を実現するため、次の7つを基本目標として総合的に施策を推進します。

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展に加え、働き方の多様化等により、子育て世帯をめぐる環境は大きく変化しており、こうした状況に対応するため、幼稚園や保育所等の教育・保育施設において質の高い教育・保育を提供します。

基本目標2 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点事業」、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」など、地域のさまざまな子育て支援の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一体となった子育て支援体制づくりを進めます。

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健サービスの提供などを推進します。

また、妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援を充実していきます。

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援のため、職員の資質向上に努めるとともに、迅速かつ的確な対応や地域の関係機関の連携強化等を図ります。

また、ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

基本目標5 子どもの教育環境の整備

これからの上板町を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き、子どもを生き育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実に努めます。

基本目標6 子育てを支援する安全・安心の環境づくり

子育て家庭が快適に安心して生活できるように、道路等のバリアフリー化など、子育てにやさしいまちの環境を整備していきます。また、子どもを交通事故や犯罪から守ることができるような環境整備に努めます。

4. 施策体系

基本理念	ともにささえあい、安心して子育てができるまち	
基本的な視点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの幸せを第一に考える視点 (2) すべての子育て家庭を支援する視点 (3) 仕事と生活の調和の実現を促す視点 (4) 地域社会全体で子育てを支える視点 (5) 地域の社会資源を活用する視点 (6) 教育・保育の量と質を確保する視点 (7) 次代の親づくりの視点 	
基本目標	基本施策	次世代育成支援行動計画における対応項目 No
基本目標 1 幼児期の学校教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児期の学校教育・保育の充実 (2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進 	⇒★新設 ⇒★新設
基本目標 2 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援ネットワークの充実 	⇒1－(1) ⇒1－(2) ⇒1－(1)
基本目標 3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備 (2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備 	⇒2－(1) ⇒2－(2)
基本目標 4 支援が必要な子ども・家庭への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待の防止 (2) ひとり親家庭の自立支援 (3) 障害児施策の充実 	⇒7－(1) ⇒7－(3) ⇒7－(2)
基本目標 5 子どもの教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次代の親の育成 (2) 学校教育の充実 (3) 児童の健全育成 (4) 家庭や地域の教育力の向上 	⇒3－(1) ⇒3－(1) ⇒3－(1) ⇒3－(2)
基本目標 6 子育てを支援する安全・安心の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育てを支援する生活環境の整備 (2) 子どもの交通安全の確保 (3) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進 	⇒4－(1) ⇒6－(1) ⇒6－(2)

第4章 基本施策と取り組み

基本目標 1. 幼児期の学校教育・保育の充実

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分踏まえて、多様な施設または事業者から質の高い教育・保育を受けられるような提供体制の確保に努めます。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
1	保育所	就労などにより家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行うため、保育ニーズに対応した保育の提供に努めます。	福祉保健課 さくら保育所
2	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行うための教育環境の整備を図ります。	教育委員会

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進

幼児期の教育・保育の質の向上を図るとともに、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保幼小連携の体制を整備します。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
3	質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。 そのために、県や関係機関と連携した人材の確保・育成に努め、教育・保育サービス等の評価にも取り組みます。	福祉保健課 教育委員会 さくら保育所
4	保幼小連携等の推進	妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。 そのためには、それぞれの職員同士の意見(情報)交換や研修の場が必要であり、町としても相互交流が図れるよう支援を行います。	福祉保健課 教育委員会 さくら保育所

基本目標 2. 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、情報提供体制の充実を図ります。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
5	時間外保育事業 (延長保育事業)	多様な就労環境に対応するため、保育所の開所時間を1時間延長して保育を実施します。平成 25 年度の延べ利用人数は 1540 名。	さくら保育所
6	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供します。	福祉保健課
7	子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ事業)	保護者が仕事その他の理由により、平日の昼間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。	福祉保健課
8	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育て支援センターを設置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。	福祉保健課
9	一時預かり事業 (保育所等での一時保育)	保護者の就労、急病、育児疲れの解消などによる保育需要に対応し、一時的に保育所等で預かります。平成 25 年度の延べ利用人数は 1148 名。	さくら保育所
10	一時預かり事業 (幼稚園での預かり保育)	母親の就労などの社会変化に伴い、幼稚園において午後の預り保育を実施します。平成 26 年度より預かり保育料金が減額され、通常保育時間も 1 時間半延長された事で、保護者のニーズに対応しています。	教育委員会
11	病児・病後児保育事業	児童が病中や病気の回復期などのため、集団生活が困難なときに一時的に保育を行います。(平成 26 年度から広域で実施しています)	福祉保健課
12	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行います。(平成 25 年度から広域で実施しています。)	福祉保健課
13	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査・保健指導として、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	福祉保健課
14	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	福祉保健課
15	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言、相談等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	福祉保健課

(2) 保育サービスの充実

特定教育・保育、地域子ども・子育て支援事業以外に、多様な保育需要に対応した、利用しやすい保育の提供を推進します。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
16	低年齢児保育の実施	0歳(満6ヶ月以上)児からの受け入れを実施します。平成 26 年度は、0 歳児定員 24 名に対し、入所予定者数 23 名となっています。	さくら保育所

(3) 子育て支援ネットワークの充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の支援・育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
17	地域子育て支援センター事業	地域における子育て支援の核として、また交流の場として子育て支援センターの充実を図ります。 ○ハロー電話相談 ○支援センターだよりの毎月発行 ○子育て支援サークルの支援(部屋の貸出) ○子育て支援センターの開放、さくらっこ広場、子育てひろば	さくら保育所
18	子育てボランティアの育成及び取り組みの支援	子育てボランティアの育成や既存の子育てボランティアの取組(サークルへの支援、自主的な組織活動)への支援を行います。現在、場所の提供、子育て情報誌にて情報提供しています。	福祉保健課

基本目標3. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実を図ります。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
19	子育て情報誌の作成と発行	妊娠期から出産・育児・教育・環境等に関する情報誌を作成し、妊娠届出時等に配布します。また、公的・民間・ボランティア等を含めての情報を掲載します。現在、年1回子育て情報誌を作成し、妊娠届出時と転入時に説明して配布しています。	福祉保健課
20	妊娠届出時の重点指導	妊娠届出時に、妊婦中の栄養・たばこの害・早産予防について重点的に相談指導します。	福祉保健課
21	妊婦健康診査	妊婦健康診査を妊婦1人につき最大14回無料で実施し、医療機関と連携した事後指導を行います。	福祉保健課
22	家庭訪問	妊婦健診での健診結果により必要に応じて、医療機関と連携して家庭を訪問し、保健指導等を実施します。	福祉保健課
23	小児医療・周産期医療	休日・夜間の救急医療体制の充実や小児救急医療体制や適正な受診や、安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児救急医療体制の周知を図ります。	福祉保健課

(2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。また、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の充実を図ります。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
24	乳幼児健診・家庭訪問	乳幼児健診を行い、また、健診未受診児、及び要フォロー児に対しては家庭訪問、電話等により状況確認と保健指導を行います。(成長発達のチェック・育児・事故予防指導・育児不安の相談)	福祉保健課
25	歯科健診・フッ素塗布	2歳児を対象に歯科健診とフッ素塗布、むし歯予防指導を行います。	福祉保健課
26	予防接種	子どもの定期予防接種を徳島県内のかかりつけ医で無料で受けることが出来る体制が整備されています。	福祉保健課
27	育児教室	のびのび子育て教室・親子食育教室・歯みがき教室等、子どもの成長発達を理解し、安心して育児ができ、基本的な生活習慣を実践する力が獲得できるよう実施しています。	福祉保健課
28	育児相談	子育てひろばにおいて、乳幼児健診や子育てサークルの集まりの機会に実施します。(望ましい生活リズム、食習慣、運動習慣等将来の生活習慣病予防活動につながる内容とします。)	福祉保健課
29	育児支援教室	「パパママ教室」…土日に開催し、妊娠出産育児の情報を夫婦で共有する機会としています。 「育児教室」…保育所、幼稚園での参観日等に親子あそび・生活習慣・しつけ等についての体験型教室とします。	福祉保健課 教育委員会 さくら保育所
30	子育てひろば	地域で気軽に集い、相談や親同士の仲間作りができる場を提供しています。(ボランティアによる絵本の読み語り・おもちゃ作りや保健師・保育士・助産師・栄養士等による育児相談等)	福祉保健課
31	発達相談	乳児健診事後の心理相談員による発達相談を実施し、必要に応じて、保育所・幼稚園・小中学校・医療機関・専門機関と連携します。	福祉保健課
32	食育推進事業	自らの健康のために望ましい食習慣を身につけた子どもの育成に努めます。現在、アイデア料理コンテストへの参加者は年々増加しており、食育への関心が高まっており、各学校でも特色ある食育が行われており、食育の推進が図られています。	教育委員会

基本目標 4. 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

(1) 児童虐待の防止

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

また、行政、児童相談所、警察、各種団体など地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の強化を図ります。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
33	子育て相談総合窓口の設置	窓口は役場福祉保健課及び子育て支援センターとします。町広報誌・ホームページ等による窓口の開設を広報します。	福祉保健課
34	上板町要保護児童対策地域協議会の設置	関係機関、団体等が連携し、児童虐待防止、早期発見及び家庭への支援を図るための体制構築を図ります。また、上板町要保護児童対策地域協議会を設置し、随時ケース会議を開催します。	福祉保健課
35	情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報(どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等)の周知を図ります。	福祉保健課
36	早期発見・早期対応	乳幼児健診、家庭訪問等を通して虐待のハイリスク者の把握と育児支援など早期発見、早期対応に努めます。	福祉保健課
37	要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携し、適切な対応を図ります。	福祉保健課

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
38	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	県の母子自立支援員、家庭相談員との連携により、子育ての相談、就業に関する相談、必要な知識技能を身につける為の相談や情報提供を充実します。	福祉保健課
39	母子家庭等に対する経済的支援の充実	母子家庭等の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度や母子寡婦福祉資金制度、母子家庭等医療費助成制度の普及啓発を行います。	福祉保健課

(3) 障がい児施策の充実

障がい児など特別な支援が必要な子どもへの支援については、「上板町障がい福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、特定教育・保育施設、学童保育での障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
40	乳幼児訪問指導	「赤ちゃん訪問」を全員に実施するとともに、低出生体重児、未熟児、健診事後フォロー等への訪問を行います。乳幼児を家庭訪問し保健指導や専門機関と連携して育児支援を行います。	福祉保健課
41	乳幼児健康診査	乳幼児期において健診を行い、障がい等の早期発見及び健全な発育を促すために健診の事後指導や早期療育体制の充実を図ります。また、乳幼児健診では小児科医師や心理相談員等による健診や相談を実施し、精密健診や事後発達相談を実施します。	福祉保健課
42	障がい福祉サービス	障がい児等が効果的なサービスを受けることができる制度で、提供体制の整備を図ります。現在、乳幼児健診時に、広報活動を行い、板野郡内共同で相談支援事業所に委託して、サービスの提供をしています。	福祉保健課
43	障がいのある子どもの親の会への支援	障がいや発達の課題のある子どもや保護者が交流したり地域の様々な場に参加したり、親睦を深めるための活動として、親の会を支援します。	福祉保健課
44	障がい児保育・教育の推進	一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭・専門機関等との連携のもと、保育及び教育を実施します。	教育委員会 さくら保育所
45	教育・保育施設における障がい児の受け入れ	すべての認可保育所で保育士での保育が可能な障がい児の受け入れを行っており、今後も幼稚園、保育所における障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。	教育委員会 さくら保育所
46	障がい児の就学支援	障がい児及び支援が必要な幼児の就学に関して、病院や療育機関、保育所・幼稚園、学校、福祉保健課等が連携して必要な支援を実施します。また、保護者が子どもの障がいを理解し、受け入れていく過程に即したきめ細やかな支援ができるよう、今後も関係機関等の連携強化を図ります。	教育委員会 福祉保健課 さくら保育所

基本目標5. 子どもの教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さ、また命の大切さについて理解を深めることができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
47	中学校と乳幼児のふれあいの場づくり	家庭科の授業や職場体験の一環として、保育所での保育実習(年1回)や職場体験学習での保育士の体験実習等を実施し、命や子育てについて考える機会とします。	教育委員会

(2) 学校教育の充実

確かな学力と体力を身につけるとともに、豊かな人間性を育み、子ども一人ひとりが自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切り拓いていけるよう、教育活動の充実を図ります。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
48	幼児教育の充実	小学校以降における生活や学習の基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身につけさせる就学前教育の充実に努めます。 現在、配置人員にゆとりをもたせることで、子ども一人ひとりに目が届くようにしたり、通常教育時間の延長により、学力向上が図られるとともに、幼児教育の充実を図っています。	教育委員会
49	基礎学力の向上	一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育むよう、基礎学力の定着と向上に努めます。	教育委員会
50	国際理解・英語教育の推進	外国語指導助手(ALT)として外国青年を招き、小中学校に配属し、児童生徒が生きた英語に接し国際感覚の基礎を培うとともに新たな学習意欲を生み出す機会を充実します。 現在、国際理解教育は上板町の教育の中でも重点分野と位置づけ、子どもの外国語の習得・交流活動の活性化・自国理解と他国理解を推進しています。今後も国際理解教育分野を充実させていきます。	教育委員会
51	学校保健教育の充実	児童生徒の生涯をとおして健康を保持・増進する基礎を養う健康教育を推進します。 ○生活習慣に関する学習機会の充実 健康診断の実施及び事後指導、食生活指導、歯みがき教室を実施し、また行政と連携して健康料理教室を開催します。 ○薬物に関する学習機会の充実 ・喫煙が体に及ぼす影響について学習し、喫煙を防止します。 ・薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさを児童生徒に教え、薬物乱用を防止します。 ○性教育に関する学習機会の充実 発達段階に応じた性教育を行います。	教育委員会
52	スクールカウンセラー活用事業	児童生徒、保護者の心の健康について相談活動することにより、より楽しい学校生活が送れるよう支援するスクールカウンセラー活用事業を行います。 現在、上板中学校に週1回スクールカウンセラーを配置し、児童生徒等が相談できる場を設けており、相談等があれば小学校でもスクールカウンセラーに相談が可能です。	教育委員会
53	教職員の資質向上の推進	教職員一人ひとりの教師力を高めることにより、学校の教育力の向上を図ります。	教育委員会
54	教育施設の安全性の確保	教育施設の老朽化対策や防災機能強化について、必要に応じて整備を実施します。	教育委員会

(3) 児童の健全育成

すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
55	子どもの居場所づくり	子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行います。	教育委員会
56	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供します。	福祉保健課
57	放課後子ども総合プランの取り組み	次代を担う人材の育成のため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であるため、平成31年度までに放課後子ども教室の整備することを目指します。	教育委員会
58	公園の環境整備	子どもたちに安全かつ健全な遊び場を提供するため、地域住民と連携を図りながら、適正管理に努めます。	環境保全課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

また、地域住民や関係機関の連携の下、地域の教育力を高めることで子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
59	こども地域活動等支援事業	子どもの「生きる力」を育てるために、週末を利用して家族、仲間や地域の人との交流・体験学習を行います。	教育委員会
60	地域に開かれた学校づくりの推進	地域ぐるみの教育を推進するために、学校の教育活動に地域の人々の参加・協力を求めたり、各分野において優れた知識や技術をもつ地域の人を講師として招いたりするなど、開かれた学校づくりに努めます。 現在、地域の方を招いての餅つきや、昔のおもちゃ作り体験、七夕集会等を実施しています。	教育委員会
61	親子会活動の推進	親子会活動の充実と活発化のために支援を行います。 現在、各親子会の活動助成金を助成し、年1回教育委員会主催で親子会を対象とした親子まつりを実施しています。	教育委員会
62	スポーツ活動の推進	学校、家庭、地域が連携して、スポーツプログラムの実施体制を整備し、指導者の資質を向上するため研修会を開催します。	教育委員会
63	世代間交流活動	独居老人宅を訪問し、お年寄りとのふれあいを深めることにより、青少年の健全育成を図ります。現在、町内児童生徒が独居老人宅へ訪問し花や手紙を配る活動を行っています。	教育委員会
64	家庭教育学級	幼稚園児や小学生の保護者や教員が、よりよい子育てについて講師等を招き学習します。現在、教員又はPTA主催で年に数回講演会や講習会を行っています。	教育委員会
65	思春期講演会	思春期の子どもの子育てについて専門家の講師を招き、講演を行います。	教育委員会 福祉保健課

No.	施策名	取り組み内容	担当課
66	教育相談	児童・生徒の学業、学校生活、行動など教育に関することについて、専門的相談に応じます。 現在、子育ていちょう会を開催し、子ども・若者相談支援センター「あい」にて不登校やひきこもり、いじめ、非行虐待等社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の家族や教員に対しカウンセリングや支援機関等の情報提供を行っています。今後は教育相談を待つだけでなく、アウトリーチを活発化していき、幅広い相談体制を築いていきます。	教育委員会
67	ユースアドバイザー(専門的な相談員)の養成	子ども・若者相談支援センター「あい」が主体となり、ユースアドバイザー(専門的な相談員)養成講習会を開催し、個別に継続した包括支援を行います。今後は「あい」がユースアドバイザーへの支援を積極的に行い、連携を強めることで「あい」の相談機関としての組織強化を行います。	教育委員会
68	上板町子ども・若者相談支援センター「あい」	子育ての悩み、虐待、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する相談窓口として適切な支援機関の紹介や情報提供、助言を行います。 簡単な支援機関の紹介や情報提供、助言だけでは困難な相談者に対しては、予約制により来所相談に応じます。	教育委員会
69	ブックスタート事業	赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動を行います。	福祉保健課

基本目標6. 子育てを支援する安全・安心の環境づくり

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるなど、子育て家庭が快適に安心して生活できる子育てにやさしいまちづくりを推進します。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
70	安全な道路環境の整備	児童の通学時の安全を図るため、道路防犯灯、カーブミラー等、道路環境の整備に努めます。	建設課
71	公園・緑地の整備及び情報提供	公園や緑地として機能していない施設等は整理を進めるが、家族で楽しく遊べる身近な公園および緑地は地域住民と連携を図りながら、安全かつ健全で楽しく遊べる場所として適正管理に努めます。	環境保全課
72	公園等のマップの作成と発行	子育て情報誌とあわせて、公園などの身近な遊び場のマップを発行します。	福祉保健課

(2) 子どもの交通安全の確保

子どもの交通事故の防止のために、関係機関が連携し総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、幼稚園、保育所及び学校において交通安全教育を推進し、正しい交通マナーの実践と交通安全意識の高揚を図ります。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
73	交通安全教室の実施	子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう保育所や幼稚園、小・中学校において、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を実施します。各幼稚園、各小学校、中学校で年1回は実施していきます。	企画防災課
74	チャイルドシート着用の推進	チャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法についての普及啓発活動を推進し、着用率100%を目指します。	企画防災課

(3) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

犯罪に関する関係機関との情報交換やパトロール活動の推進、防犯講習など、子どもを犯罪等から守る活動を推進します。

【主な具体的施策】

No.	施策名	取り組み内容	担当課
75	犯罪等に関する情報提供	犯罪被害等に関する情報を提供し、再発の防止に努めます。	企画防災課
76	地域防犯パトロール	防犯推進委員、板野西部補導センター、学校、PTA等による防犯パトロールを行い、犯罪抑止に努めます。	企画防災課 教育委員会
77	民生委員児童委員及びボランティアによる巡回活動	子どもの登下校時に散歩をかねた見回りを行い、不審者による犯罪を防止します。	福祉保健課
78	巡回補導活動	重大な非行の前兆ともなり得る不良行為等の問題行動の発見のため青少年育成上板町民会議、板野西部補導センターとの連携による夏休み期間を中心に巡回補導を行います。	教育委員会
79	広報啓発活動	「防ごう少年非行」県民総ぐるみ運動について講演会や広報を行い地域全体で少年非行を防ぐ取組を推進します。防ごう少年非行上板町推進大会の周知及び実施を行い、推進大会では基調講演、中学生非行防止作文優秀者表彰及び最優秀者発表等を行い、広報誌による「防ごう少年非行」県民総ぐるみ運動の周知も行います。	教育委員会

第5章 事業計画

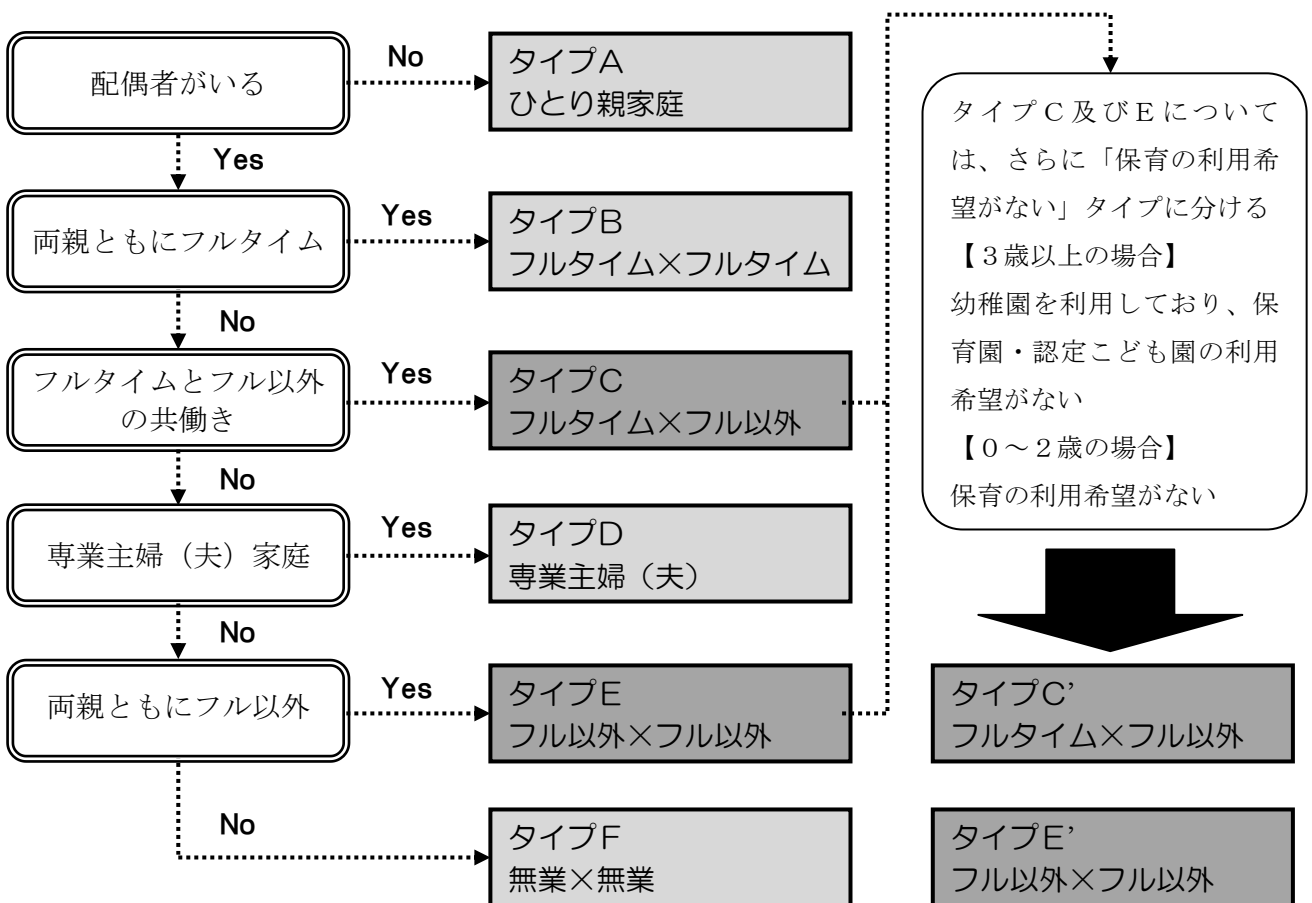
1. 量の見込みの算出について

本計画における「量の見込み」の算出は、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月20日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としています。手引きにおいては、市町村における議論を踏まえて、より効果的・効率的な方法により算出することを妨げるものではないとされています。

本計画における「量の見込み」の算出方法は、概ね次のとおりです。

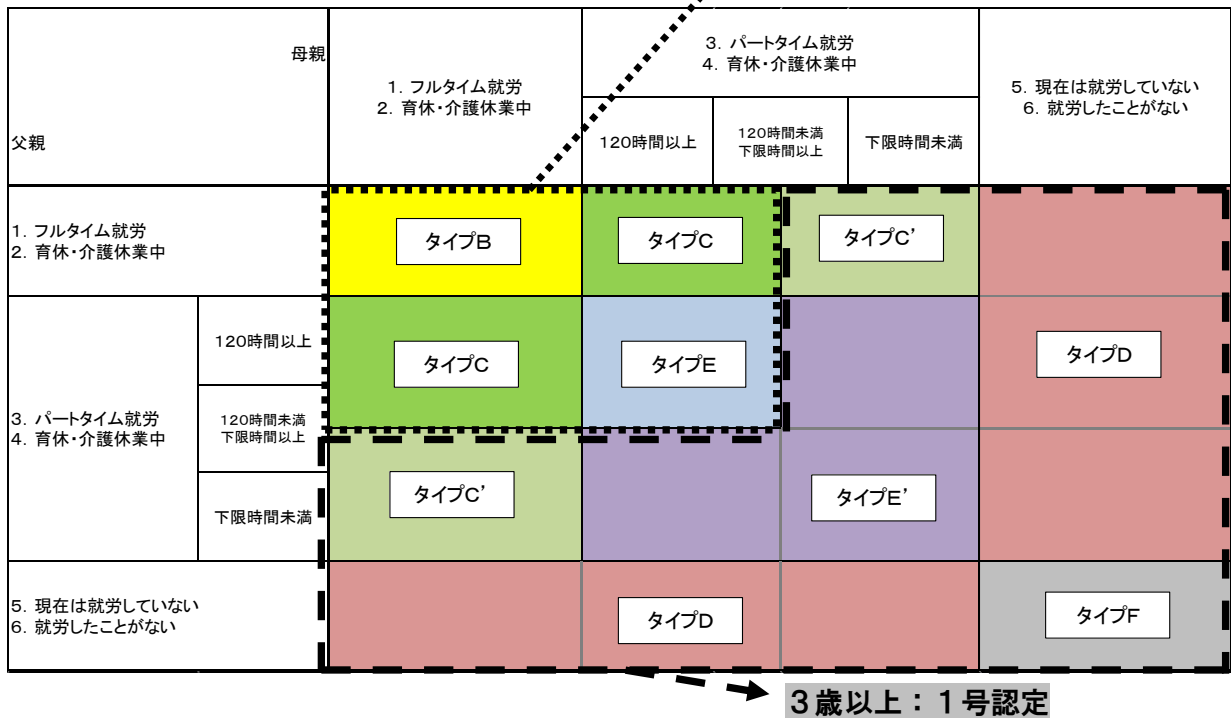
(STEP 1) 現在の家庭類型の算出

ニーズ調査に基づく「保護者（父母）の就労状況」や「施設・事業の利用状況・意向」からまずは現状を算出



0～2歳：3号認定／3歳以上：2号認定

【現在の家庭類型のイメージ図】



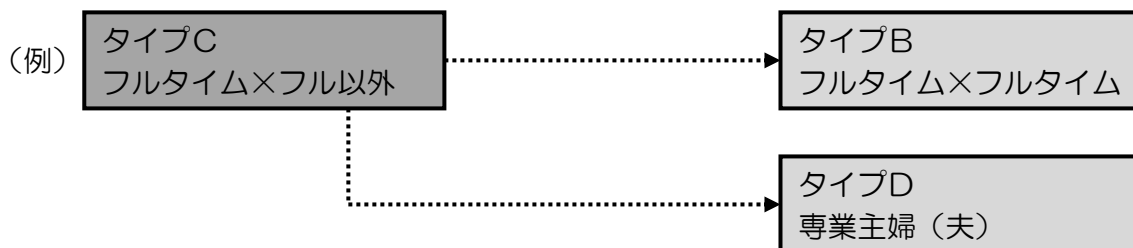
(STEP 2) 潜在的な家庭類型の算出

次に「現在の家庭類型」で分別したタイプから、母親の「就労状況の変更希望」によりタイプを移動

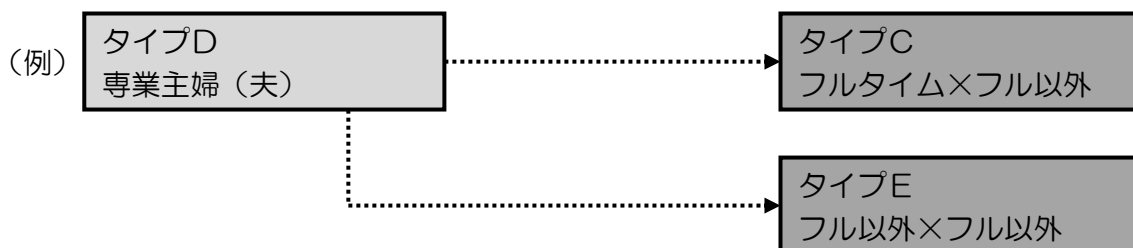
★潜在ニーズとは・・・就労状況の変更希望を勘案したニーズ

具体的には、

①フルタイム以外から、フルタイム or 無業（専業主婦）への変更希望



②無業から、フルタイム or フルタイム以外への変更希望



※父親は9割以上がフルタイム就労のため、算出は省略

【潜在的な家庭類型のイメージ図】

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプD			
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'	タイプE'				タイプD
	下限時間未満			タイプD			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない							タイプF

量の見込みの算出は潜在家庭類型に基づき行う

(STEP 3) 対象事業ごとの量の見込みの算出

基本的な算出の手順は以下のとおり。

- 1 母数となる推計児童数（計画期間における将来人口の推計）に、
- 2 STEP 2で算出した潜在家庭類型から対象となる類型の割合を乗じ、
- 3 ニーズ調査で把握した対象施設・事業の利用意向を乗じる

$$\text{推計児童数（人）} \times \text{潜在家庭類型（\%）} \times \text{利用意向} = \text{量の見込み}$$

2. 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町における「教育・保育の提供区域」については、中学校区が1つであることや保育所の利用が町内全域からとなっていることなどを勘案して、町内全域を1区域として設定します。

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 教育・保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、町が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっており、認定区分は次の3つです。

区分	対象	
1号認定	3～5歳	教育を希望する子ども（保育の必要性がない子ども）
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由※に該当する子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由※に該当する子ども（保育を必要とする子ども）

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他、上板町が認める場合。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分について

幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。保護者が共働きであっても幼稚園の希望はあることから、2号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込みます。

3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込みます。

区分	対象	該当する施設
1号認定	3～5歳 教育を希望している子ども （幼稚園の一時預かりを含む）	幼稚園・認定こども園（※）
2号認定	3～5歳 保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園（※）
3号認定	0～2歳 保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園（※）・地域型保育

※認定こども園・地域型保育については、上板町では現在実施しておらず、状況に応じて検討していきます。

(3) 計画期間の各年度における教育・保育の量の見込みと確保の内容**1号認定＋2号認定（教育を希望する3歳以上の子ども）****【概要】**

満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども及び、満3歳以上で保育の必要な事由に該当するものの、幼児期の学校教育の利用意向の強い就学前の子どもで、利用先は認定こども園および幼稚園となります。

【量の見込みと確保の内容】

		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3～5歳の推計人口		人	273	254	242	241	228	231
① 量 の 見 込 み	1号認定	人	177	38	36	35	34	34
	2号認定（幼稚園）	人		125	119	119	112	113
	①合計	人		163	155	154	146	147
② 確 保 の 内 容	幼稚園 （特定教育・保育施設※1）	人	/	350	350	350	350	350
		箇所	/	4	4	4	4	4
	認定こども園 （特定教育・保育施設※1）	人	/	0	0	0	0	0
		箇所	/	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園※2	人	/	0	0	0	0	0
		箇所	/	0	0	0	0	0
	②合計	人	/	350	350	350	350	350
		箇所	/	4	4	4	4	4
差（②－①）		人	/	187	195	196	204	203

※1 特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設

※2 確認を受けない幼稚園…現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、公費の「施設型給付」の対象となりますが、「確認」を受けないと申出を行った幼稚園は、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されます。

【実施体制】

4箇所	神宅幼稚園・東光幼稚園・松島幼稚園・高志幼稚園
-----	-------------------------

2号認定（保育を希望する3歳以上の子ども）

【概要】

満3歳以上で保育の必要な事由に該当する就学前の子どもで、利用先は、認定こども園および保育所となります。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3～5歳の推計人口	人	273	254	242	241	228	231
①量の見込み 2号認定（保育所）	人	57	63	60	60	57	58
②確保の内容	保育所 （特定教育・保育施設※ ¹ ）	人	/	120	120	120	120
		箇所	/	1	1	1	1
	認定こども園 （特定教育・保育施設※ ¹ ）	人	/	0	0	0	0
		箇所	/	0	0	0	0
差（②－①）	人	/	57	60	60	63	62

※1 特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設

【実施体制】

1箇所	上板町立さくら保育所
-----	------------

3号認定（3歳未満の子ども）**【概要】**

満3歳未満で保育の必要な事由に該当する就学前の子どもで、利用先は、認定こども園および保育所＋地域型保育となります。

【量の見込みと確保の内容】

3号認定/0歳		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳の推計人口		人	70	74	73	73	71	69
①量の見込み 3号認定（0歳児）		人	17	18	18	18	18	17
②確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	24	24	24	24	24
		箇所	/	1	1	1	1	1
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	0	0	0	0	0
		箇所	/	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業所内保育	人	/	0	0	0	0	0
		箇所	/	0	0	0	0	0
差（②－①）		人	/	6	6	6	6	7
3号認定/1・2歳		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1・2歳の推計人口		人	169	153	157	154	153	151
①量の見込み 3号認定（1・2歳児）		人	80	75	74	73	72	71
②確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	96	96	96	96	96
		箇所	/	1	1	1	1	1
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ ¹)	人	/	0	0	0	0	0
		箇所	/	0	0	0	0	0
	地域型保育 事業所内保育	人	/	0	0	0	0	0
		箇所	/	0	0	0	0	0
差（②－①）		人	/	21	22	23	24	25

【実施体制】

1箇所	上板町立さくら保育所
-----	------------

【確保方策】

- 0歳・1・2歳・3～5歳のいずれの区分においても、町全体で受入体制に不足は生じない見込みとなっており、現在の提供体制を維持し、引き続き実施します。
- 本町では、計画期間の5年間においては、認定こども園の導入は予定していません。しかし、認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能があること、また、地域における子育て支援を行う機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実にもつながることから、今後の社会情勢やニーズの変化を踏まえつつ、適正な対応に努めます。
- 人口推計では、本町の子ども人口は減少が予測され、教育・保育事業の利用者も同様に減少が見込まれることから、本計画期間においては、施設型給付の新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していきます。
- 慢性的な保育士不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもを迎えに来られない保護者のために、閉所時間を過ぎて子どもの預かりを行う事業です。

本町では、平成 26 年度現在、「上板町立さくら保育所」の 1 箇所を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～3 歳の推計人口	人	239	227	230	227	224	220
①量の見込み	人	28	20	20	19	19	19
②確保の内容	人		35	35	35	35	35
	箇所		1	1	1	1	1
差 (②-①)	人		15	15	16	16	16

【実施体制】

1 箇所	上板町立さくら保育所 平日 18 時から 19 時まで（有料：2,000 円／月）
------	--

【確保方策】

- 平成 27 年度以降の量の見込みは平成 25 年度実績値を下回っており、現在の提供体制で対応が可能です。
- 保育標準時間と保育短時間を設定することにより、新たな延長保育時間を設定します。
- 時間外保育事業は単発的な利用も多いことから、今後の利用実態をみながら、確保の体制について検討していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

本町では、平成26年度現在、各小学校区で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

低学年	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
6～8歳の推計人口	人	298	277	270	251	252	241
①量の見込み	人	123	120	117	109	109	105
高学年	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
9～11歳の推計人口	人	367	319	303	278	280	274
②量の見込み	人	42	55	52	48	48	47
③確保の内容	人		280	280	280	280	280
	箇所		4	4	4	4	4
差(③-①-②)	人		105	111	123	123	128

【実施体制】

4箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・神宅学童保育クラブ わくわくらんど 【長期休暇】8:00～18:00【平日】下校時～18:00 ・松島学童保育 まつっこクラブ 【長期休暇】8:00～18:00【平日】下校時～18:00 ・高志学童保育 あゆっこクラブ 【長期休暇】8:00～18:00【平日】下校時～18:00 ・東光学童保育 ゆめっこクラブ 【長期休暇】8:00～18:30【平日】下校時～18:30
-----	---

【確保方策】

- 健全育成活動のため継続して実施します。
- 障がい児の受け入れ体制の確保に努めます。
- 県等と連携をしながら、研修等を通じて支援員等の資質の向上に努めます。
- 今後も小学校高学年までの受け入れ体制を確保していきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）**【概要】**

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

本町では、平成 26 年度現在、「徳島児童ホーム」・「阿波国慈恵院」・「常楽園」・「鳴門子ども学園」・「徳島赤十字乳児院」の 5 施設に委託して事業を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～11 歳の推計人口	人	1,177	1,077	1,045	997	984	966
①量の見込み (延べ利用人数)	人	3	40	40	40	40	40
②確保の内容	人		40	40	40	40	40
	箇所		0	0	0	0	0
差 (②-①)	人		0	0	0	0	0

【実施体制】

5 箇所	【委託先】 徳島児童ホーム・阿波国慈恵院・常楽園・鳴門子ども学園・徳島赤十字乳児院 【利用料】 (2 歳未満) 1 日 2,360 円以内 (2 歳以上) 1 日 1,840 円以内 ※生活保護世帯は無料となります。 ※課税状況や世帯状況や年度によって、利用料は変わります。
------	--

【確保方策】

- 本事業は突発的な利用が主となるため、本事業の今後の動向を予測することは困難な状況ですが、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に対応するため、引き続き 5 施設と委託契約を行い、受け入れ体制を整備します。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

本町では、平成 26 年度現在、「さくら保育所」内において子育て支援センターを設置しており、さくらっこひろば・子育てひろば・育児講座・育児相談を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～3 歳の推計人口	人	239	227	230	227	224	220
①量の見込み (月あたり延べ利用回数)	人回	1,367	487	498	487	481	472
②確保の内容	人回		487	498	487	481	472
	箇所		1	1	1	1	1
差 (②-①)	人回		0	0	0	0	0

【実施体制】

1 箇所	<p>【さくら保育所内にて以下の事業を行います】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さくらっこひろば・・・在宅の乳幼児に子育て支援センターを開放します。 【開設日時】毎週木曜日と第 2・4 火曜日 9 時 30 分～11 時まで ・子育てひろば・・・赤ちゃんを子育て中のお母さんの子育てサークルです。 【開設日時】毎週月曜日（祝・祭日除く） 10 時～11 時 30 分まで ・育児講座・・・子育て一般や病気、食育などについて講座を開講します。 ・育児相談・・・子育ての悩みや不安の相談を受けます。
------	--

【確保方策】

■保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はなく、現在の提供体制で必要量を確保できる見通しです。

(5) 一時預かり事業**【概要】**

幼稚園在園児を対象にしたものと幼稚園在園児以外のものに区分されます。

＜幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園での預かり保育)＞は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、主として昼間に、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、平成26年度現在、「神宅幼稚園」・「東光幼稚園」・「松島幼稚園」・「高志幼稚園」の4箇所を実施しています。

＜幼稚園在園児以外の一時預かり(保育所等での一時保育)＞は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

本町では、平成26年度現在、「さくら保育所」の1箇所を実施しています。

＜幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園での預かり保育)＞**【量の見込みと確保の内容】**

		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3～5歳の推計人口		人	273	254	242	241	228	231
①量の見込み	1号認定による利用	人日	16,680	6	6	6	6	6
	2号認定による利用	人日		14,568	13,880	13,823	13,077	13,249
	合計	人日		14,574	13,886	13,829	13,083	13,255
②確保の内容		人日		14,574	13,886	13,829	13,083	13,255
		箇所		4	4	4	4	4
差(②-①)		人日		0	0	0	0	0

【実施体制】

4箇所	<p>「神宅幼稚園」・「東光幼稚園」・「松島幼稚園」・「高志幼稚園」</p> <p>【幼稚園での預かり保育の内容は以下のとおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育時間：正規の保育後～18時まで ・預かり保育料：正規の保育料とは別に、1ヶ月4,000円 おやつ代は別途集金します。
-----	---

【確保方策】

■現在の提供体制でニーズ量分を確保できる見通しであり、引き続き、教育・保育における1号・2号(教育)認定に対応する幼稚園等での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

＜幼稚園在園児以外の一時的預かり（保育所等での一時保育）＞

【量の見込みと確保の内容】

		単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0～5歳の推計人口		人	512	482	472	468	452	451
①量の見込み (年間延べ利用人数)		人日	1,148	2,172	2,132	2,114	2,042	2,038
②確保の内容	一時預かり事業 (一般型)	人日	/	2,152	2,112	2,094	2,022	2,018
		箇所	/	1	1	1	1	1
	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業(※1)	人日	/	20	20	20	20	20
		箇所	/	1	1	1	1	1
差(②-①)		人日	/	0	0	0	0	0

(※1) 病児・緊急対応強化事業を除く

【実施体制】

1箇所	<p>上板町立さくら保育所</p> <p>【保育所での一時保育の内容は以下のとおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜から金曜までの週3回まで ・8時30分～17時まで ・利用料金は1日2,000円、半日1,000円 ・対象年齢は満1歳以上～未就学の児童 <p>(※板野東部ファミリー・サポート・センターでも、少数ではあるが乳幼児の一時預かり等受け入れ体制の確保に努めています。)</p>
-----	--

【確保方策】

- 現在の提供体制を維持しつつ、利用ニーズに対応していきます。

(6) 病児・病後児保育事業**【概要】**

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

本町では、平成 26 年度より広域で事業を開始しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
0～11 歳の推計人口	人	1,177	1,077	1,045	997	984	966	
①量の見込み	人	0	30	30	30	30	30	
② 確 保 の 内 容	病児保育事業	人日		40	40	43	43	43
	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業(※2)	人日		0	0	0	0	0
		箇所		0	0	0	0	0
差(②-①)	人日		10	10	13	13	13	

(※2) 病児・緊急対応強化事業

【実施体制】

平成 26 年度より、11 市町村における広域連携事業として実施しており、広域連携区域内の全 9 箇所で利用が可能です。

【確保方策】

■本町の供給量は充足されていますが、維持できるよう取り組みます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人日	—	18	20	22	24	26
②確保の内容	人日	—	18	20	22	24	26
差(②-①)	人日		0	0	0	0	0

【実施体制】

1箇所	板野東部ファミリー・サポート・センター（藍住町勤労女性センター内）に委託し、広域で実施。
-----	--

【確保方策】

<p>■地域で子育てを支え合うことで仕事と子育ての両立に資する事業であるため、引き続き広域実施を継続します。</p>
--

(8) 利用者支援事業【新規】

【概要】

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保の内容	箇所	—	0	0	0	0	0

【実施体制】

<p>■本事業については、平成26年現在、実施しておりませんが、今後の利用実態をみながら、確保の体制について検討していきます。</p>

【確保方策】

<p>■本町福祉保健課や地域子育て支援センターにおいて、情報提供や相談・助言等が円滑に行えるよう連携を図ります。</p>
--

(9) 妊婦健康診査事業**【概要】**

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健康健診も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられました。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み (延べ回数)	人回	942	1,106	1,092	1,092	1,064	1,036
②確保の内容	人回		1,106	1,092	1,092	1,064	1,036
差(②-①)	人回		0	0	0	0	0

【実施体制】

本町では、福祉保健課で、引き続き事業を実施していきます。

【確保方策】

- 妊婦 1 人あたり、14 回の妊婦健康健診公費負担を行います。
- 早産予防や健康管理のために、今後も安全・安心な出産に向けて、受診の必要性について普及啓発を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業**【概要】**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0 歳の推計人口	人	72	80	73	73	71	69
確保の内容(訪問回数)	人回		80	73	73	71	69

【実施体制】

本町では、福祉保健課で、引き続き事業を実施していきます。

【確保方策】

- 対象乳児のいる家庭を確実に把握し、保健師・助産師等が全戸訪問できるよう努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【概要】

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保の内容(対象人数)	人	5	7	7	7	7	7

【実施体制】

本町では、福祉保健課で、引き続き事業を実施していきます。

【確保方策】

■現在の提供体制を維持し、引き続き実施するとともに、医療機関等と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施体制】

町の実態に合わせながら、国の動向等により内容を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施体制】

町の実態に合わせながら、国の動向等により内容を検討します。

第6章 計画の推進

1. 推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、町民(保護者)、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上板町子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。町のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について理解・促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリング等により確認し、その結果については、町のホームページ等により公表し、町民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画を推進します。

3. PDCAサイクルによる推進・管理体制

子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

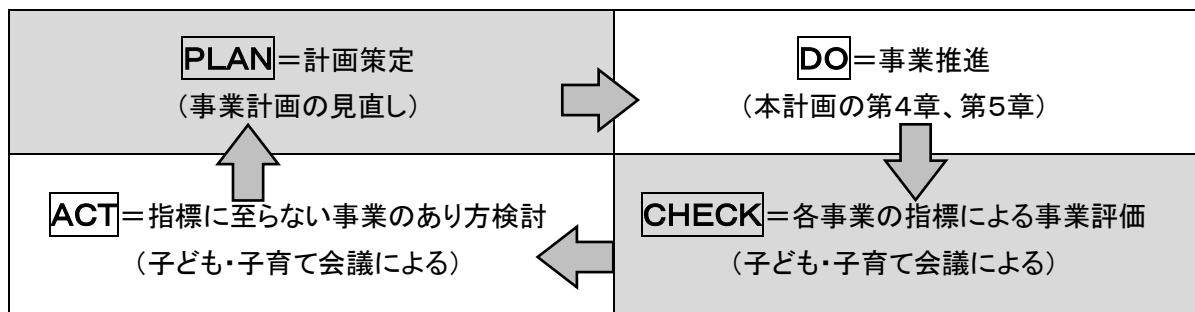
本事業計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル(※)による推進体制が不可欠となります。

本町では、以下の図のイメージに従い、計画を推進していきます。

※PDCAサイクルとは…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する。

【子ども・子育て支援事業計画にかかるPDCAサイクル】



参考資料

1. 上板町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	事項
平成 25 年 11 月 15 日～ 平成 25 年 11 月 31 日	アンケート調査実施
平成 26 年 2 月 10 日	第 1 回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. 会長及び副会長選任 2. 上板町子ども・子育て会議について 3. 子ども・子育て支援新制度の概要説明 4. ニーズ調査について
平成 26 年 7 月 18 日	第 2 回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. 子ども・子育て支援新制度の概要について 2. 量の見込みの算出について 3. 上板町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について 4. 子ども・子育て支援新制度に関する条例の基準について
平成 26 年 12 月 3 日	第 3 回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. 上板町子ども・子育て支援事業計画の素案について
平成 27 年 2 月 18 日	第 4 回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. 上板町子ども・子育て支援事業計画の計画案について
平成 27 年 3 月	計画策定

2. 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	分野	所属・役職等	氏名	備考
1	第2条第1項に規定する保護者	上板町PTA連合会 会長	佐藤 修司	(前任 西岡 大輔)
2		さくら保育所保護者会 会長	手塚 未央	(前任 小田 倫子)
3		上板町親子会 会長	岸本 千江美	(前任 西尾 美保)
4	第2条第2項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	幼稚園・小学校 校長代表	近藤 正憲	
5		さくら保育所所長	清水 千浪	
6		上板町学童保育 指導員代表	村上 ふみ	副会長
7	第2条第3項子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	上板町教育委員長	手塚 久利	(前任 乾 寛子)
8		上板町主任児童委員	上原 明子	
9		上板町主任児童委員	板東 孝子	
10	第2条第4項その他町長が必要と認める者	上板町議会議長	村上 浩一	
11		上板町副町長	乾 和雄	会長
12		上板町教育長	板東 秀則	
13		上板町社会福祉協議会事務局長	岡本 定佳	
14		上板町医師会 会長	野田 五朗	(前任 佐藤 弘人)

3. 子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、上板町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が任命する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

4. 用語解説

地域子ども・子育て支援事業とは

子ども・子育て支援法第 59 条に規定された以下の 13 の法定事業のことをいいます。

No.	事業	概要
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)
4	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業
5	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業
6	病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業
8	妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業
10	養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業
11	利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

上板町子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成 27 年 3 月

発 行 上板町

徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地

TEL 088-694-6810

企画・編集 上板町 福祉保健課

製作協力 株式会社サーベイリサーチセンター四国事務所